



平成19年3月期 決算短信

平成19年5月15日

会社名 **イーバンク銀行株式会社**

URL <http://www.ebank.co.jp>

代表者 代表取締役社長 松尾 泰一

TEL (03) 3509-6787

問合せ先責任者 取締役財務経理担当 大塚 年比古

定時株主総会開催予定日 平成19年6月26日

配当支払開始予定日 平成一年一月一日

有価証券報告書提出予定日 平成19年6月27日

特定取引勘定設置の有無 無

(百万円未満、小数点第1位未満は切捨て)

1. 19年3月期の連結業績 (平成18年4月1日～平成19年3月31日)

(1) 連結経営成績

(%表示は対前年増減率)

	経常収益		経常利益		当期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
19年3月期	13,709	(28.9)	△544	(—)	△403	(—)
18年3月期	10,632	(53.8)	900	(—)	1,034	(—)

	1株当たり 当期純利益	潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	自己資本 当期純利益率	総資産 経常利益率	経常収益 経常利益率
	円 銭	円 銭	%	%	%
19年3月期	△677 18	— —	△1.3	△0.1	△3.9
18年3月期	1,851 58	— —	3.8	0.2	8.4

(参考)持分法投資損益 19年3月期 △79百万円 18年3月期 15百万円

(2) 連結財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率 (注1)	1株当たり 純資産	連結自己資本比率 (国内基準)(注2)
	百万円	百万円	%	円 銭	%
19年3月期	522,709	30,148	5.7	50,149 53	6.23
18年3月期	367,395	30,362	8.2	51,030 56	20.20

(参考)自己資本 19年3月期 29,854百万円 18年3月期 30,362百万円

(注)1.「自己資本比率」は、「期末純資産の部合計－期末新株予約権－期末少数株主持分」を期末資産の部の合計で除して算出しております。

2.「連結自己資本比率(国内基準)」は、「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号)」に基づき算出しております。

なお、18年3月期は旧基準(平成5年大蔵省告示第55号)により算出しております。

また、平成19年4月26日を払込期日とする第三者割当増資(発行価額の総額12,150百万円)を行っております。

(3) 連結キャッシュ・フローの状況

	営業活動による キャッシュ・フロー	投資活動による キャッシュ・フロー	財務活動による キャッシュ・フロー	現金及び現金同等物 期末残高
	百万円	百万円	百万円	百万円
19年3月期	139,715	△191,779	24	78,312
18年3月期	66,710	△71,941	7,782	130,351

2. 配当の状況

(基準日)	1株当たり配当金					配当金総額 (年間)	配当性向 (連結)	純資産配当率 (連結)
	第1四半期末	中間期末	第3四半期末	期末	年間			
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	百万円	%	%
18年3月期	— —	— —	— —	— —	— —	—	—	—
19年3月期	— —	— —	— —	— —	— —	—	—	—
20年3月期 (予想)	— —	— —	— —	— —	— —	—	—	—

3. 20年3月期の連結業績予想 (平成19年4月1日～平成20年3月31日)

当行グループの業績は、運用調達業務における業績の影響を強く受けますが、同業務の業績は国内外の金融商品市場動向等の不確定要素により大きく左右されます。したがって、投資家に誤解を与える可能性を極力排除するため、現時点において次期の連結業績予想は記載しておりません。

4. その他

- (1) 期中における重要な子会社の異動（連結範囲の変更を伴う特定子会社の異動） 無
- (2) 連結財務諸表作成に係る会計処理の原則・手続、表示方法等の変更（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載されるもの）
- ① 会計基準等の改正に伴う変更 有
- ② ①以外の変更 無
- (3) 発行済株式数（普通株式）
- ① 発行済株式数 平成19年3月期 596,376株 平成18年3月期 596,076株
- ② 期末自己株式数 平成19年3月期 1,057株 平成18年3月期 1,082株
- (注) 1株当たり当期純利益（連結）の算定の基礎となる株式数については、41ページ「1株当たり情報」をご覧ください。

(参考) 個別業績の概要

1. 19年3月期の個別業績（平成18年4月1日～平成19年3月31日）

(1) 個別経営成績

(%表示は対前年増減率)

	経常収益		経常利益		当期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
19年3月期	13,590	(28.7)	△368	(—)	△236	(—)
18年3月期	10,551	(52.6)	954	(—)	786	(—)

	1株当たり 当期純利益	潜在株式調整後 1株当たり当期純利益
	円 銭	円 銭
19年3月期	△397 30	— —
18年3月期	1,406 37	— —

(2) 個別財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率 (注1)	1株当たり 純資産	単体自己資本比率 (国内基準)(注2)
	百万円	百万円	%	円 銭	%
19年3月期	522,948	29,972	5.7	50,258 30	6.15
18年3月期	367,650	30,318	8.2	50,863 80	19.94

(参考) 自己資本 19年3月期 29,972百万円 18年3月期 30,318百万円

(注)1. 「自己資本比率」は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権)を期末資産の部の合計で算出してあります。

2. 「単体自己資本比率(国内基準)」は、「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号)」に基づき算出してあります。

なお、18年3月期は旧基準(平成5年大蔵省告示第55号)により算出してあります。

また、平成19年4月26日を払込期日とする第三者割当増資(発行価額の総額12,150百万円)を行っております。

1. 経営成績及び財政状態

1. 経営成績

(1) 損益の状況

経常収益は、平成18年1月に開始した全国銀行データ通信システムへの直接接続による被仕向為替手数料の獲得等の効果が現れてきている一方で、提携証券会社への顧客紹介及び証券口座への入金サービスの提供、スポーツ振興くじ「toto」のインターネット販売や日本中央競馬会の「即PAT」サービス、オートレースネットバンク投票の決済サービス及び競輪ネットバンクサービスの決済サービスの提供等の公営競技への決済サービスの提供の増加、また、法人顧客向けのリアルタイム決済サービスや「イーバンクジャストマッチ」の提供の開始等を背景として、電子決済サービス業務関連収益が増加いたしました。また、従来の提携クレジットカード発行に係る受入手数料の増加に比べ、投資信託の販売及び管理による手数料収入、ファイナンス・アドバイザー手数料等金融サービス販売業務関連収益が増加いたしました。他方、運用資産ポートフォリオの積上げを行ったものの、信託財産であるファンドの運用成績の悪化により、運用調達業務関連収益は減少いたしました。結果として、経常収益は137億9百万円（前連結会計年度比28.9%増）となっております。

一方、経常費用は、業容の拡大に伴い各業務に関連する費用が総じて増加するとともに、営業経費も増加いたしました。くわえて、前述の信託財産であるファンドの運用成績の悪化により、その他経常費用が増加し経常費用は142億53百万円（前連結会計年度比46.4%増）となりました。その結果、経常損失は5億44百万円（前連結会計年度は9億円の利益）となりました。

特別利益は、当行連結子会社であるイーバンクシステム株式会社の株式の売却益の計上及び投資運用資産の入替により貸倒引当戻入益の計上により2億40百万円（前連結会計年度比43.2%減）となる一方で、特別損失はシステム関係の除却等により1億54百万円（前連結会計年度比40.1%減）となりました。その結果、税金等調整前当期純損失は4億57百万円（前連結会計年度は10億67百万円の利益）、当期純損失は4億3百万円（前連結会計年度は10億34百万円の利益）となりました。

2. 財政状態

(1) 資産・負債及び資本の状況

預金は、顧客口座数の順調な増加により、4,826億97百万円（前連結会計年度末比46.1%増）の当連結会計年度末残高となりました。預け金は、資産運用方針に従って流動性・安全性に留意した結果、803億9百万円（前連結会計年度末比38.3%減）の当連結会計年度末残高となりました。また運用調達業務についてポートフォリオの見直しを行った結果、国債等の積み増しにより有価証券は3,133億30百万円（前連結会計年度末比143.5%増）、買入金銭債権は282億94百万円（前連結会計年度末比44.8%増）、金銭の信託は834億96百万円（前連結会計年度末比1.8%増）の当連結会計年度末残高となりました。なお、当連結会計年度末の総資産残高は5,227億9百万円（前連結会計年度末比42.2%増）となっております。

(2) 連結キャッシュ・フローの状況

キャッシュ・フローにつきましては、営業活動によるキャッシュ・フローは顧客基盤の拡大や定期預金の積み上げによる預金の増加額が大きく寄与し、1,397億15百万円（前連結会計年度比109.4%増）の収入となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、新規サービスの開発などを精力的に行い、また、有価証券の取得を行った結果、1,917億79百万円（前連結会計年度比166.5%増）の支出となりました。財務活動によるキャッシュ・フローは、新株予約権の行使による株式の発行により、24百万円（前連結会計年度比99.6%減）の収入となりました。以上の結果、当期の現金及び現金同等物の減少額は520億39百万円（前連結会計年度は25億51百万円の増加）となり、現金及び現金同等物の当連結会計年度末残高は783億12百万円（前連結会計年度末比39.9%減）となりました。

3. 事業等のリスク

以下に、当行グループの事業その他に関するリスク要因となる可能性があると思われる主な事項を記載しておりますが、全てのリスク要因を網羅しているとは限りません。本項においては将来に関する情報が含まれておりますが、当該事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであり、不確実性を内在しているため、実際に将来発生する結果と異なる可能性があります。

(1) 経営成績及び財政状態の推移について

当行及び当行グループの経営成績の推移は、以下の通りであり、当行が設立された平成14年3月期から平成17年3月期まで経常損失を計上してまいりました。これらは、創業時の設備投資に係る償却負担、顧客口座数がクリティカル・マスに達しないこと、運用業務開始の遅れ、当行の認知度アップを目的としたプロモーション・コスト負担、システムの保守・運用費負担、及びカスタマー・センターの運営費負担といった要因によるものです。一方、平成18年3月期には、電子決済サービス、金融サービス販売及び運用調達の各業務の推進により収益の拡大を図ることによって、経常利益を計上いたしました。

平成19年3月期は、電子決済サービス業務及び金融サービス販売業務の収益が大幅に増加いたしました。運用調達業務については、運用資産ポートフォリオの積上げを行った一方で、信託財産であるファンドの運用成績の悪化により、運用調達業務収益は減少しその他経常費用は増加いたしました。これらの結果、平成19年3月期は経常損失を計上しております。なお、平成18年6月9日に開催された定時株主総会の承認を経て、平成19年3月期において資本準備金を減少しこれにより増加したその他資本剰余金全額を利益剰余金に振替え、繰越損失の一部補填を行っているため平成19年3月期末における連結繰越損失は減少しております。今後も、収益力の向上等に注力し、経常利益及び当期利益の計上並びに繰越損失の解消に努める所存ですが、本項に述べるものをはじめとする様々な不確定要素により、経常利益又は当期利益が早期に計上されない可能性及び繰越損失が早期に解消しない可能性があります。

(単位：百万円)

回次	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
決算年月	平成15年3月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月
経常収益	677	2,865	6,911	10,551	13,590
経常費用	4,841	5,465	7,336	9,597	13,958
経常利益(△は経常損失)	△4,164	△2,599	△424	954	△368
当期純利益(△は当期純損失)	△4,284	△2,958	△461	786	△236
繰越利益(△は繰越損失)	△8,999	△11,958	△12,419	△11,632	△637
純資産額	3,335	9,638	24,160	30,318	29,972
総資産額	15,597	169,453	293,130	367,650	522,948
自己資本比率	58.36%	12.64%	15.54%	19.94%	6.15%

(単位：百万円)

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	(自平成14年4月1日 至平成15年3月31日)	(自平成15年4月1日 至平成16年3月31日)	(自平成16年4月1日 至平成17年3月31日)	(自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)	(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)
連結経常収益	—	—	6,911	10,632	13,709
連結経常費用	—	—	7,422	9,732	14,253
連結経常利益(△は連結経常損失)	—	—	△510	900	△544
連結当期純利益(△は連結当期純損失)	—	—	△548	1,034	△403
連結繰越利益(△は連結繰越損失)	—	—	△12,507	△11,472	△642
連結純資産額	—	—	24,011	30,362	30,148
連結総資産額	—	—	292,927	367,395	522,709
連結自己資本比率	—	—	15.47%	20.20%	6.23%

(注) 当行グループにおいては、平成15年度以前は連結子会社が存在しないため、連結財務諸表を作成していません。

(2) 当行グループの事業に関するリスク

(A) 電子決済サービス業務に関するリスク

① 事業戦略に関するリスク

当行グループは、電子決済サービス業務においては、顧客口座数のクリティカル・マスの早期達成を目指すことを最も重要な戦略と考えています。現時点における我が国の電子決済サービスの市場の状況、競合状況その他の事実を前提とすると、当行は、現時点においては顧客口座数300万口座をクリティカル・マスの目途と考えております。しかしながら、当行グループの顧客口座数が300万口座を上回ったとしても、当行グループが期待するクリティカル・マスの効果が現実に発現するとの保証はありません。また、以下の各要因その他本項目に記載したものはじめとする様々な要因が生じた場合は、これらの当行戦略が全く又は十分に奏効せず、当行グループの事業及び業績に悪影響を与える可能性があります。

- ・クリティカル・マス達成のためのマーケティング費用等が、著しく増加すること
- ・顧客口座数の増加スピードが鈍化し、クリティカル・マスの達成が遅延又は不能となること
- ・顧客口座数の増加が、電子決済取引数、金融サービス販売高、預金残高等の増加に繋がらないこと
- ・電子決済件数増加のための新サービスや新商品等の各種施策が不調に終わること
- ・クリティカル・マス達成後も、電子決済サービス提供に要する費用の低減化・効率化ができないこと
- ・市場環境の変化により、顧客口座数が増加せず又は電子決済サービス手数料収入が伸び悩むこと

また、当行グループは、今後デビットカードの発行等により、ウェブ決済のみならずリアル決済においても、電子決済サービスの業務展開を積極化する方針であり、早期のビザ・デビットカードの発行を目指し現在準備を進めております。しかし、デビットカード等のリアル決済における電子決済サービスへのニーズが当行グループの予測を下回る場合、VISA International Service Association(以下「VISA」といいます。)との関係が良好に継続できない場合、競合他社による同種の機能を有するカードに比して当行カードの優位性が認められない場合等、当行グループの戦略が全く又は十分には奏効しないときは、当行グループの事業及び業績に悪影響を与える可能性があります。

② 競争に関するリスク

当行グループの電子決済サービスの分野における現在の主要な競合者は、株式会社ジャパンネット銀行及びソニー銀行株式会社です。平成18年12月末日現在、当行、株式会社ジャパンネット銀行及びソニー銀行株式会社の口座数はそれぞれ約184万口座、約153万口座及び約47万口座、平成19年3月末日現在、当行及びソニー銀行株式会社の口座数はそれぞれ約201万口座及び約49万口座であり(注)、両行との競合は今後も激しいものと予測されます。また、同分野においては、従来の金融機関のみならず他業種企業も参入することが見込まれており、新たな技術の登場等によって、今後さらなる競争の激化が予想されます。こうした事業環境において、競合他社が、電子決済サービスのシステムの有効性又はセキュリティ、顧客基盤又はブランド等の集客力、低コストによる価格競争力等の面において当行グループよりも競争力を有する場合、当行グループの業績に悪影響を与える可能性があります。

(注) 出所 平成19年1月26日付株式会社ジャパンネット銀行「平成19年3月期 第3四半期財務諸表の概要」、ソニー銀行株式会社のウェブサイト

③内国為替制度について特定の第三者に依存するリスク

当行は、平成18年1月4日に全国銀行データ通信システムに直接接続しましたが、接続後も当行は日本銀行に当座預金口座を有しないため、内国為替制度に基づく加盟銀行間での日本銀行当座預金口座上の決済が行えません。また当行は、早期の日本銀行当座預金口座の開設を目指し、現在申請を行っておりますが、係る申請が承認され、日本銀行との間で当座預金取引が開始される保証はありません。このため、当行が日本銀行に当座預金口座を開設するまでは、株式会社西日本シティ銀行に銀行間決済の代行業務を委託します。したがって、当行の日本銀行当座預金口座の開設が認められ、かつ日本銀行当座預金口座上の決済が行えるようになるまでの間、株式会社西日本シティ銀行のシステムや業務に何らかの障害が発生した場合又は何らかの理由により同行への銀行間決済の代行業務の委託ができなくなる場合には、当行グループの事業に重大な悪影響を与える可能性があります。

④ATMについて特定の第三者に依存するリスク

当行はインターネット専業銀行であるために、当行の支店舗網や独自のATMを有していません。当行は、株式会社セブン銀行及び日本郵政公社と、それぞれATMの利用に係る契約を締結し、当行の顧客はこれらのATMを利用して当行口座の入出金が行えます。したがって、これらの金融機関等との関係が悪化した場合又はこれらの業務もしくはシステムに支障が生じた場合には、当行グループの事業に重大な悪影響を与える可能性があります。

⑤資金流動性に関するリスク

当行の預金については、普通預金の引出し、定期預金の解約及び他の金融機関への送金又は振込がインターネット上で時間と場所を選ばずに迅速かつ容易に行えます。このため、当行グループのレビューセッションに悪影響を及ぼす風評が流布される等、不測の事態が発生した場合には、預金の流出が通常の銀行と比較して速いペースで進展する可能性があります。

また、当行グループでは現在、コンテンツエンジンプランを策定の上、統計的手法を用いて資金流動性準備率を設定し、同比率を毎日モニタリングする等、資金流動性には十分配慮した業務運営を行っておりますが、予想を超えた著しい資金流出が起こった場合には、当行グループの業務が継続できなくなる可能性があります。

⑥業務の外部委託に関するリスク

当行グループは現在、事務センターにおける口座開設関連業務を凸版印刷株式会社及びcomパートナーズ株式会社に、また、コールセンターにおける顧客問合せ対応業務を株式会社もしもしホットライン及びトランスコスモス株式会社に、それぞれ委託しております。当行グループでは不慮の事態に備え、委託先を複数選定して業務の外部委託を行っておりますが、これらの業務委託先が委託業務を適切に執行しなかった場合、何らかの理由により当行グループに対するサービスを停止し、当行グループが速やかに代替策を講じることが出来ない場合等には、当行グループの業務の停止や信頼性の喪失を招き、業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、当行グループが推進している「ブランチ・プログラム」においては、当行ホームページ内に専用サイトを開設する法人顧客との間に、当行サービスに関する広報宣伝活動等を委託する業務提携契約を締結しておりますが、当該法人顧客が当該契約の範囲を逸脱し、銀行法等により禁止されている当行のサービスに関する勧誘行為や口座開設に関わる事務等に従事する可能性を完全に払拭することはできません。当行は、上記業務を委託する法人顧客の教育及び監視を行っておりますが、当該法人顧客が違法行為又は脱法行為を行った場合には、委託者である当行の責任問題に発展するおそれがあり、結果として当行グループの業績に悪影響を与える可能性があります。

⑦知的財産権の侵害に関するリスク

インターネットに関連した事業分野では、様々な知的財産権が複雑に絡み合っております。これらの知的財産権は、当行グループ及び当行サービスを利用する顧客がそれぞれの責任範囲において、権利侵害等の防止に十分留意する必要があります。平成19年5月15日現在、当行グループは知的財産権の侵害をめぐる重要な訴訟・紛争の当事者とはなっておりませんが、当行グループ及び当行サービスを利用する顧客によって、知的財産権の侵害・被侵害行為がなされた場合には、当該行為に関連する問題の解決等に伴い、当行グループの業績に悪影響を与える可能性があります。

(B) 金融サービス販売業務に関するリスク

①業務範囲の拡大に関するリスク

当行グループは、平成17年11月より当行グループ初の投資信託「イーバンク・ヘッジファンドe501」の販売を開始しており、今後も販売する投資信託のラインアップを拡充していく方針です。また、平成18年3月より満期特約定期預金、同年6月より金利ステップアップ型定期預金、同年9月より為替特約定期預金の取扱いを開始しており、今後は、VISAの「プリンスパル・メンバー」の資格の取得によるビザ・デビットカードの自己発行、信託業務への進出等、業務範囲の拡大を目指しています。しかしながら、当行グループは、予定している新規業務については、経験が少ないか又は経験がないため、当該業務又は当該業務に係るリスクに対する対応が不十分である等の理由により、当行グループの事業及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

②特定の第三者へ依存するリスク

当連結会計年度及び前連結会計年度における当行グループが収受したファイナンシャル・アドバイザー手数料、社債管理手数料、有価証券引受手数料、及び財務代理手数料の合計額のうちそれぞれ31.65%及び18.99%は、アセット・マネジャーズ株式会社が組成に関与し、当行が投資を行う不動産証券化・流動化案件によるものです。したがって、当行グループと同社との取引関係の悪化、当行グループによる取引先又は投資先の集中排除の推進等により、当該手数料が減少し、当行グループの業績に悪影響を与える可能性があります。

③競争に関するリスク

近年、インターネットを通じた投資信託等金融商品の販売業務については、従来の金融機関のみならず他業種企業グループも参入しており、激しい競合状態にあります。こうした事業環境において、顧客

の要望する手数料やサービスの提供、サービスの質、システムに対する信頼性等について、当行グループが競合企業に対する競争優位性を確保できなかった場合には、当行グループの業績に悪影響を与える可能性があります。

(C) 運用調達業務に関するリスク

①資産運用の基本方針に関するリスク

当行グループにおいては、有価証券及び金銭の信託が当行グループの運用資産の太宗を占め、又は運用収益に重要な影響を与えております。係る運用資産は、流動性を補完することを主目的とする安全資産と、収益の獲得を主目的とするアセットバック型のリスク資産に分類されます。まず、安全資産運用においては、流動性の確保、及びデレションの機動的な調節を主眼とし、運用収益の獲得は副次的な効果と位置付けとしております。一方、リスク資産においては、当行グループの運用調達業務における費用を賄うための運用利回りの獲得を主眼としております。係るリスク資産についても、銀行業務としての公共性に鑑み、裏付け資産が偏在しないような基準を設け、実行ごとにチェックを実施しております。具体的には不動産、金銭信託等の裏付け資産の種類ごとの分散や、また同じ不動産証券化証券であっても用途、地域、アレンジャーごとの分散を図り、特定のリスクが偏在しないよう管理しております。

当行グループが係る基本方針に基づき運用調達業務を行えない場合、十分な流動性を確保できない可能性、又は運用調達業務において期待される収益を計上できない可能性があります。また当行グループが係る基本方針に基づき運用調達業務を行う場合でも、資産の流動性及び運用資産の収益性が確保されることの保証はありません。

②投資に係る意思決定体制・手続きに関するリスク

当行における運用資産の投資及びその回収は、投資委員会における検討・分析の結果が社長に諮問された後、当行の職務分掌に従い社長の決裁又は取締役会の決議により、意思決定がなされます。また、リスク管理委員会はリスク管理に関する事項を審議し、その結果は社長に答申され、社長及び取締役会は係るリスク管理委員会の意見も斟酌して投資に係る意思決定を行います。

係る意思決定体制・手続きの整備に関わらず、当行の経営陣の意思決定に十分な牽制又は抑制が働かない場合、当行グループの投資について適切な意思決定がなされないおそれがあります。また、個別の投資案件についてこれらの意思決定体制・手続きを適用する結果、当行が適時のタイミングで投資の意思決定及びその実行を行うことができないおそれがあります。

③証券化・流動化商品及びヘッジファンド関連投資に伴うリスク

当行グループは、運用調達業務において、各種不動産物件、消費者ローン等の貸付債権、企業の売掛債権等を裏付け資産とする証券化・流動化商品に、預金残高の一定割合を投資し、運用調達業務からの収益の相当部分を、証券化・流動化商品への投資収益から上げています。投資の実行に際しては、十分な審査を実施するとともに、取得した商品の裏付け資産についても、定期的なモニタリングを実施しております。しかし、景気動向、金利動向、不動産市況等の各種経済条件の変動や法規制の変更、地震等の自然災害の発生等により、当該裏付け資産のキャッシュ・フローが悪化した場合や当該裏付け資産の資産価値が毀損した場合には、当行グループの業績に悪影響を与える可能性があります。さらに、証券化・流動化商品を当行グループが希望する時期又は価格で売却又は処分できない場合、当行グループの業績に悪影響を与える可能性があります。

また当行グループは、運用調達業務においてヘッジファンドについても一定程度の投資を行っております。ヘッジファンドは一般に、通常の株式・債券の買い持ち戦略の他にデリバティブを使った複雑なトレーディング戦略等を採用し、またハイリスクの投資機会を対象とすることがあり、価格変動リスクが高くなる傾向にあります。また、ヘッジファンドは国債、上場株式又は債券等に比して、流動性が限られるため、適切な時期又は条件で売却又は処分することが困難なこともあります。当行グループは、投資の実行に際して十分な審査を行い、当行グループに適切なリターンとリスクを有するヘッジファンドを厳選するとともに、定期的なモニタリングを実施しておりますが、ヘッジファンドの投資戦略が成功しない等の理由により、ヘッジファンドへの投資持分の市場価格又は経済的価値が下落した場合、あるいは当行グループが希望する時期又は価格で売却又は処分できない場合、当行グループの業績に悪影響を与える可能性があります。

不動産の証券化・流動化商品の投資残高

(百万円)

	平成 16 年度期末残高 (連結)	平成 17 年度期末残高 (連結)	平成 18 年度期末残高 (連結)
不動産証券化・流動化関連	98,004	51,592	71,061
金銭の信託	95,768	27,955	24,665
社債	—	22,688	33,113
買入金銭債権	765	782	12,786
その他の有価証券	1,281	157	496
その他資産	188	10	—

(注) 政策目的による投資に係る残高は含みません。

金銭の信託の内訳

(百万円)

	平成16年度		平成17年度		平成18年度	
	期末残高 (連結)	連結損益計算書の その他経常収益 (費用(△))計上額	期末残高 (連結)	連結損益計算書の その他経常収益 (費用(△))計上額	期末残高 (連結)	連結損益計算書の その他経常収益 (費用(△))計上額
金銭の信託	120,927	2,531	81,994	3,955	83,496	△539
不動産証券化・流動化関連	95,768	2,508	27,955	2,085	24,665	1,152
ヘッジファンド及び ファンドオブファンズ	13,770	△124	33,039	1,106	53,102	△1,697
その他	11,388	147	20,999	764	5,729	5

(注) その他には、株式、キャッシュリザーブ、為替予約評価損益等が入っております。

買入金銭債権の内訳

(百万円)

	平成16年度		平成17年度		平成18年度	
	期末残高 (連結)	連結損益計算書の その他の受入利息 (費用(△))計上額	期末残高 (連結)	連結損益計算書の その他の受入利息 (費用(△))計上額	期末残高 (連結)	連結損益計算書の その他の受入利息 (費用(△))計上額
買入金銭債権	21,632	713	19,527	645	28,294	819
貸付金銭債権	20,012	675	18,299	599	15,062	570
不動産証券化・流動化関連	765	23	782	38	12,786	239
その他	854	14	446	8	445	8

なお、平成18年度においては、ヘッジファンドの市況の悪化を要因とするファンドオブファンズの評価損により、連結経常損失及び連結純損失を計上しております。

④特定の第三者との間に取引が集中していることによるリスク

平成19年3月末時点において、証券化・流動化関連案件のうち不動産関連の証券化・流動化商品への投資案件につきましては、投資残高710億61百万円のうち、247億1百万円（占有率34.76%）がアセット・マネジャーズ株式会社の業務委託や同社グループとの共同出資により組成した案件、247億16百万円（占有率34.78%）が株式会社アーバンコーポレイションの業務委託により組成した案件への投資持分です。一方で、特定の取引先及び取引先グループとの過度な取引の集中は、証券化・流動化案件における当事者又は裏付資産に関するリスクの過度の集中、又は合理的な判断の妨げ等となるケースもあり得るとの認識に基づき、当行グループでは、特定の取引先及び取引先グループに取引が集中しないよう、厳格な投資リスク管理方針を定めて運用業務を推進しております。その過程において、特定の取引先及び取引先グループとの関係が何らかの問題を惹起した場合には、当行グループの業績及びレピュテーションに、悪影響を与える可能性があります（なお下記「⑤ 運用資産が予定どおり積み上がらないリスク」もご参照ください。）。

⑤運用資産が予定どおり積み上がらないリスク

当行グループは、運用調達業務を主要な業務の一つと位置付け、将来の収益計画を設定したうえで、投資業務を遂行しております。しかし、収益計画の達成の成否は、景気動向、証券市場全体の動向、金利動向、対象資産の価値変動、当行の投資案件組成状況、自己資本比率規制からの制約等の複数の要因に大きく左右されます。したがって、収益計画の作成の際に想定した様々な前提条件の動向により、当行の運用業務の収益性が大きく変動し、当行グループの業績が悪影響を受ける可能性があります。当行グループは、高い流動性の維持に留意していることから、流動性の低い商品に対する投資の額に制限があり、また当行グループは当連結会計年度末現在、貸付業務を行うことができず、投資対象にも制限があるため、魅力的な商品に対して適時に適切な金額を投資できない可能性があります。また、現在の当行グループの主要な投資対象である証券化・流動化商品については、同商品への投資案件組成における競合の激化又はそれに伴う期待収益率の低下等により、将来魅力的な案件を発見し投資することが困難となるおそれがあります。

さらに、不動産を裏付資産とする証券化・流動化商品については、特定の第三者との協働による投資案件への集中を回避する方針を採用したことに伴い、運用資産の中から証券化・流動化商品への投資が収益計画どおりに進捗せず、当行グループの業績に悪影響を与える可能性があります。

⑥時価のある有価証券に関するリスク

平成19年3月末現在当行及び当行の連結子会社が保有する有価証券のうち、時価のあるものについては以下の通りです。貸借対照表計上額と時価との差額は債券及び株式市場の動向により変動し、投資先の業績不振、債券及び株式市場における市況の悪化等により評価損が発生する可能性があります。

満期保有目的の債券で時価のあるもの（連結ベース）

(単位：百万円)

	平成16年度末(平成17年3月31日)			平成17年度末(平成18年3月31日)			平成18年度末(平成19年3月31日)		
	連結貸借対 照表計上額	時価	差額	連結貸借対 照表計上額	時価	差額	連結貸借対 照表計上額	時価	差額
国債	203	204	0	100	100	0	—	—	—
地方債	—	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	203	204	0	100	100	0	—	—	—
合計	203	204	0	100	100	0	—	—	—

その他有価証券で時価のあるもの（連結ベース）

（単位：百万円）

	平成16年度末(平成17年3月31日)			平成17年度末(平成18年3月31日)			平成18年度末(平成19年3月31日)		
	取得原価	連結貸借対照表計上額	評価差額	取得原価	連結貸借対照表計上額	評価差額	取得原価	連結貸借対照表計上額	評価差額
株式	271	319	48	581	621	39	562	436	△126
債券	7,699	7,738	38	89,513	87,958	△1,555	254,436	253,112	△1,323
国債	6,399	6,437	38	60,308	59,077	△1,231	221,740	220,760	△980
社債	1,299	1,300	0	29,204	28,880	△323	32,696	32,352	△343
その他	4,284	4,357	72	10,736	10,585	△150	23,042	22,896	△145
合計	12,255	12,415	159	100,831	99,165	△1,665	278,041	276,445	△1,595

⑦投資リスク管理方針が有効に機能しないリスク

当行グループは、現在投資リスク管理に関する方針及び手続に基づき資産の投資・運用を行っておりますが、変化し続ける投資リスクに適時適切に対応するため、係る投資リスク管理の方針及び手続を今後も不断に見直し改善していく予定です。しかし、当行グループは急速に運用資産残高が増加する中、証券化・流動化商品、ヘッジファンド等、相対的にリスクの高い運用資産も保有しているため、係る方針及び手続が、投資リスクの認識及び管理に際して十分に機能しない可能性があります。当行グループの投資リスク管理手法には、過去の市場動向の観測に基づくものがあるため、将来のリスク量を正確に把握できない可能性があります。また投資上の各種リスク及び法規制に対応するためには、多くの取引及び事象の検証に基づいて、投資リスク管理の方針及び手続を適時適切に制定、改廃する必要があり、そうした調整が行われるまでの過程においては既存の投資リスク管理の方針及び手続は、断続的にその効果が不十分となる可能性があり、また運用資産の流動性又は取引価格等により、係る投資リスク管理の方針及び手続の制定又は改廃に従った処理を現実に行うことができない可能性もあります。その場合、運用資産価値が毀損し、当行の自己査定・償却引当基準を超えて損失が発生するなど、当行グループの業績に悪影響を与えることが見込まれます。

(D) 事業全般に関するリスク

①業歴が浅いこと

当行グループの中核企業であるイーバンク銀行株式会社は、その前身である日本電子決済企画株式会社が平成12年1月14日に設立され、平成13年7月9日に銀行業免許を取得し、同年7月23日に銀行として開業した、業歴の浅い会社であります。また、そもそも、インターネット専門銀行自体が、新しいビジネスモデルであり、歴史的に確立された安定性の高い業務形態ではありません。そのため、当行グループが収益性を上げることができる保証はありません。さらに、今後の事業展開による収益構造の変更、急成長しつつあるインターネット業界における企業が直面するトラブル、予定外のコスト負担増等といった不確定要素を考慮すると、過年度の実績は投資の判断材料として十分ではありません。

②PC又は携帯端末によるインターネット経由の電子商取引市場に関するリスク

当行グループは、PC又は携帯端末によるインターネット経由の様々な電子金融取引サービスを当行の口座保有者に提供することを主たる事業としています。このため、PC又は携帯端末によるインターネット経由の電子商取引が広く普及し、またこれらの利用者にとって安全かつ利便性の高い電子商取引の利用環境が維持されることが、当行グループの事業展開にとっての基本的な条件となります。しかし、PC又は携帯端末並びにインターネットの普及はピークに達している可能性があります。さらに、PC又は携帯端末によるインターネット経由の電子商取引の歴史は浅く、その普及に関する将来性が不透明であるほか、それを利用した犯罪行為等の弊害の発生も予想されます。PC又は携帯端末によるインターネット経由の電子商取引に関する市場が拡大しない場合には、当行グループは収益機会を喪失し、当行グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

③セキュリティ及び顧客情報の不正利用に関するリスク

当行はインターネット専門銀行として営業を行っておりますが、インターネット業界は、技術進歩の速度が極めて速く、またネット上における各種犯罪に対する規制・対策についても、その整備に未だ課題が多く、違法な行為の取締りが十分になされていないといった問題があります。

当行グループでは、当行顧客口座への不正アクセス等の違法行為に備え、システムのセキュリティ強化については不断の努力を行っておりますが、当行の想定を超えた技術・方法等により、当行グループのシステムに不正アクセスが行われ、顧客口座での不正取引や機密情報の漏洩等が発生した場合には、当行グループの業務が中断する可能性があります。また、第三者が当行グループのネットワーク・セキュリティを侵し不正に取引口座情報を利用した場合等には、当行グループに責任が発生する可能性があります。セキュリティ上の問題の発生又は顧客情報の不正利用は、当行グループへの信頼を低下させ、業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、他の金融機関においてインターネット・バンキング業務におけるセキュリティに関連して問題が生じることで、インターネットをプラットフォームとする電子金融取引全般について社会的評価が低下する場合にも、当行グループの業績について影響が及ぶ可能性があります。

④システムに関するリスク

当行グループのシステムは、電子金融取引等を司るフロントシステム、各種取引データを取り込んで財務諸表を作成する勘定系システム、ウェブ上における口座開設や口座情報の照会、コールセンターの問合せ履歴等を管理するシステム等から構成されております。また、災害等により当行グループのシステムに障害が発生した場合に備え、本社システムにおいてネットワーク・ハード機器を二重に装備するとともに、顧客データの隔地保管等を行うため、本社システムに加えバックアップセンターを2拠点に設置し、これら3拠点において同時に同一内容のデータを保管することで、緊急時におけるシステム障害のリスクを軽減しております。

当行グループ事業の根幹である電子金融取引等は、全てこれらのシステムを経由して行われているた

め、上記の施策にも関わらずこれらのシステムに障害が発生した場合には、当行グループの事業全体に重大な悪影響が及ぶおそれがあり、またこれらのシステム障害に対する対応の遅れは、当行グループへの信頼を低下させるおそれがあります。

くわえて、以下の各事項を始めとする様々な要因によっても、当行グループのシステムに障害が生じ、当行グループの業績に悪影響が及ぶ可能性があります。

- ・ハードウェア又はソフトウェアの欠陥
- ・アクセス数・顧客口座数・取引件数等の急激な増大
- ・自然災害
- ・停電
- ・人的ミス、怠業又は破壊行為
- ・コンピュータウイルス
- ・スパイウェア等によるサイバーアタック

また、当行グループの電子金融取引等のためのシステムの維持又は発展のために、システム投資を継続的に実施する必要があります。これらのシステム投資が十分な水準でなされない場合には、当行サービスの陳腐化による顧客の流出等を通じて、当行グループの業績に悪影響を与える可能性があります。

⑤法規制について

当行が営む銀行業を行うためには銀行法第4条第1項に基づく免許が必要であり、また、当行が営む証券業を行うためには銀行法第11条並びに証券取引法第65条第2項及び第65条の2第1項に基づく証券業を行う金融機関としての登録が必要であり、証券業のうち有価証券の元引受け業務を行うためには銀行法第11条並びに証券取引法第65条第2項及び第65条の2第3項に基づく認可を受ける必要があります。当行は銀行業の免許を取得して銀行業を行うとともに、証券業を行う金融機関としての登録及び有価証券の元引受け業務に係る認可を取得して証券業（有価証券の元引受け業務を含みます。）を行っております。なお、当行グループは、銀行業免許の付帯条件として、監督官庁の事前承認を受けることなく、預金担保の個人向け当座貸越業務を除く一般貸出業務等を行うことを認められておりません。銀行業及び証券業（有価証券の元引受け業務を含みます。）に係る免許等については、有効期間その他の期限は法令等で定められておりません。銀行業及び証券業（有価証券の元引受け業務を含みます。）については、銀行法第26条乃至同第28条並びに証券取引法第65条の2第5項、第56条第1項、同条第3項及び第56条の3にて、業務の停止等及び免許の取消となる要件が定められており、これらに該当した場合、業務の停止等及び免許等の取消が命じられるおそれがあります。

当行の主要な事業活動の継続には、前述のとおり銀行業免許、証券業を行う金融機関としての登録及び有価証券の元引受け業務に係る認可が必要ですが、現時点において、当行はこれらの取消事由に該当する事実はないと認識しております。しかしながら、将来、何らかの事由により免許等の取消等があった場合には、当行の主要な事業活動に支障をきたすとともに業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

当行は、銀行法を始めとした広範な法令上の制限及び監督官庁による監督を受けており、業務全般に関して、金融庁等による定期的な検査を受けております。監督官庁の政策、規制又は監督指針（銀行経理に関する指針等も含みます。）について、当行グループにとって不利益な変更がされた場合には、当行グループの事業又は業績に悪影響を及ぼす可能性もあります。

また、当行グループは、銀行業免許の付帯条件として、監督官庁の事前承認を受けることなく、預金担保の個人向け当座貸越業務を除く一般貸出業務等を行うことを認められていないため、当行グループが企図する収益を生み出すための当該業務に関連する新規業務、新規投資案件、商品・サービス等を展開する機会を失う可能性があります。

さらに、当行グループは、銀行法及び関連法令上一定の自己資本比率を維持する必要があります（詳細については下記「⑥自己資本比率が悪化するリスク及び自己資本比率規制が変更される可能性について」をご参照ください。）。

くわえて、当行グループの行っているインターネットにより媒介される電子金融取引に関して、インターネット関連事業を規制する法律は整備途上の段階にあると認識しております。しかし、今後インターネットや電子商取引の利用者又は関連する事業者を規制対象とする法律が整備もしくは強化された場合、又は何らかの自主規制が求められる可能性があります。さらに、当行グループが信託業等、今後事業を拡大する場合、当該事業に適用のある法規制を遵守する必要があり、当行グループの事業に制約が加えられ、当行グループの業績に悪影響を与える可能性があります。

⑥自己資本比率が悪化するリスク及び自己資本比率規制が変更される可能性について

当行グループは、銀行法第14条の2に従い自己資本比率を維持する必要があります。金融庁は平成18年3月同条について、パーゼル銀行監督委員会において見直しがなされた自己資本比率規制に関するガイドラインに基づき従来のガイドライン（平成5年大蔵省告示第55号）を改正し「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（平成18年金融庁告示第19号）を制定し、同告示は平成19年3月期より適用されております。同告示に基づく平成19年3月末現在における当行グループの自己資本比率は6.23%（単体自己資本比率6.15%）となっており、国内業務を営む銀行に要求される4%の自己資本比率を超える水準を確保しております。しかし、当行グループの業績悪化、投資有価証券等保有資産の価値下落、自己資本比率規制に関するガイドラインの変更等により、現在の自己資本比率が低下する可能性があります。

くわえて、当行グループの自己資本比率が基準数値を下回る場合には、金融庁からの是正措置の発動により、当行グループの業務の一部もしくは全部の停止が命じられる、又は銀行業免許が取り消される可能性もあります。

なお、平成19年4月26日を払込期日とする第三者割当増資（発行価額の総額12,150百万円）を行っております。

⑦個人情報の保護について

当行グループは、多数の顧客の個人情報や経営情報等の内部情報を保有しております。個人情報については、平成17年4月から「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）が全面施行され、当行グループも個人情報取扱事業者として個人情報保護に係る義務が課せられます。当行グループにおい

ては個人情報管理につき、個人情報保護安全管理規則や事務手続等を策定しており、役職員又は外部委託先等に対する教育・研修等により情報管理の重要性の周知徹底、システム上のセキュリティ対策等を行っております。しかしながら、上記対策にもかかわらず、個人情報の外部漏洩等が、ウィニー等のファイル交換ソフトウェアを媒介とするコンピュータウイルス等により当行、その役職員又は業務委託先から発生した場合には、当行グループのレピュテーションの低下、顧客や資金の流出、監督官庁からの行政処分、顧客からの損害賠償請求等により、当行グループの社会的信用及び業績に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

⑧預金者保護法について

当行グループは、預金を取扱う金融機関であり、多数の法人又は個人の顧客から預金を受入れています。一方、「偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預金者の保護に関する法律」（平成17年法律第94号、預金者保護法）が平成18年2月10日に施行され、預金を取扱う全ての金融機関に対し、一定の要件のもとで、偽造・盗難キャッシュカード犯罪の被害補償が義務づけられました。当行グループは、システム上の様々なセキュリティ対策の実施に加え、預金口座不正使用保険又はキャッシュカード盗難保険等に加入し、対策を講じておりますが、こうした対策にもかかわらず、偽造又は盗難キャッシュカード犯罪の被害が大量に発生した場合には、当行グループのレピュテーションの低下、顧客や資金の流出、監督官庁からの行政処分、保険補償額を超える顧客からの損害賠償請求等により、当行グループの社会的信用及び業績に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

⑨業務範囲の拡大に関するリスク

当行グループは、法令等の許す範囲内で、その人的・物的資源を活用して、信託業等、現在行っている業務以外の分野にも業務範囲を拡大していく予定です。拡大された業務範囲については、全く経験がないか、又は限定的な経験しか有していないことがあり、業務範囲の拡大に伴う制約もしくはリスクの分析又はその対応に問題がある場合は、当該業務を行うことができない又は当該業務において損失を被る可能性があります。また、当行グループの業務範囲の拡大が想定どおりに進展しない場合、又は競争の激化等により拡大した業務の収益性が悪化した場合には、当行グループの業績に悪影響を与える可能性があります。

⑩内部統制システムに関するリスク

当行グループは、健全性の強く要求される銀行業務を行いつつ、電子決済サービス業務を中心とする既存の業務を充実・拡大する予定です。したがって、業務の健全性を維持しつつ、業務の充実・拡大を行うために、当行グループとしては、最大限の注意を払ってリスク管理態勢等の内部統制システムを整えてきており、また今後も整えていく所存です。

しかし、当行グループは平成19年3月末現在、役員17名、及び従業員195名と組織が小さく、また業歴が浅いため、必ずしも係る内部統制システムが十分に機能しない可能性があります。

⑪人材の確保・増強・維持に伴うリスク

当行グループは現在、顧客口座数の増加や新規サービスの開発等、急速な業務拡大の最中にあり、人的・組織的・物的な体制の拡充を図っていく方針ですが、インターネット関連ビジネス及び銀行業務の両方に精通している等、当行グループの必要とする人材の獲得は容易ではなく、適当な人材を適時に確保できる保証はありません。さらに、人的・組織的又は物的な体制の増強ができた場合でも、人員増、教育・社内インフラ整備等に伴って、固定費の増加及びこれに伴う収益性の悪化を余儀なくされる可能性があります。

また、当行グループの業務を拡大しかつ競合相手に対する業務上の優位性を維持していくためには、商品知識、技術及び経験を有する従業員を継続雇用し、離職を防ぐことが重要です。当行グループが有能な人材を維持し、当行グループからの退職を防ぐことのできる保証はなく、有能な人材が当行グループから流出する場合には、当行グループの業績に悪影響を与える可能性があります。

⑫独立系企業であること

当行グループは特定の企業グループの系列に属していません。企業グループの系列に属している場合には、事業展開において必要な資金の調達や取引機会を迅速かつ有利な条件にて得ることが可能であること、スケールメリットを生かしたより低コストの人的・物的資源の調達が可能であること、経営危機に陥った際に資金援助を受けることが容易であること等、種々のメリットを享受できる可能性があります。

しかし、当行グループは独立系の企業であり、こういった経営上のメリットを享受することができないことから、系列に属する同業他社に比較して事業展開の制約を受ける可能性があります。

⑬ブランドの確立・普及について

インターネット上における集客及び顧客層の拡大においては、当行グループが「イーバンク(eBANK)」ブランドを確立し、好ましいブランドとして認知させることが必要であると考えております。ブランドを確立するためには、顧客にとって利便性の高いサービスを提供することで当行の利用を促進させるとともに、各種メディアにおいて高い評価を獲得し、営業実績を着実に積み重ねていく必要があると考えております。このようなブランド戦略が奏功しない場合には、当行グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、現在当行グループでは、提携サイトのウェブページ上を中心とした広告活動を行っておりますが、各種メディアを通じ「イーバンク(eBANK)」ブランドを浸透させるべく、広告宣伝費を大幅に増加させる可能性があり、その場合は、当行グループの業績に悪影響を与える可能性があります。

⑭風評リスク

当行は顧客の預金を預かる銀行として高い信頼を維持することが求められおり、当行グループ又は当行株式等のレピュテーションが何らかの形で低下した場合、当行グループの業績に悪影響を及ぼすおそれがあります。特に当行グループが業務を展開するインターネットの世界では、各種行動の自由度が高く、かつインターネット上における発言は短時間で多数の閲覧者に伝播するため、当行グループのレピュテーションに悪影響を及ぼす発言行動がネット上に流布した場合には、当行グループ又は当行株式等

のレピュテーションに重大な悪影響を及ぼす可能性があります。また、インターネット上での発言行動は匿名性が高い状態で行えるため、発信者を特定することが困難な場合があり、当行グループが発信者に対して十分な責任追及をなし得ない可能性があります。

⑮特定の経営陣への依存

当行代表取締役社長である松尾 泰一は、当行設立以来の最高経営責任者であり、当行グループの事業構想、経営方針や戦略の決定を始め、商品開発戦略、システム開発戦略、販売戦略等において重要な役割を果たしてきました。当行グループでは、各本部長に執行権限を委譲し個別戦略を担当させる等、松尾に過度に依存しない経営体制を構築しておりますが、同人が何らかの事情により代表取締役の職務を遂行出来なくなった場合には、当行グループの事業及び業績に悪影響を与える可能性があります。

⑯今後の資金調達について

当行グループは、今後も資金調達としての預金に加え、業容拡大に必要な資金を資本市場その他から適宜調達をしていく方針ですが、経済環境等の変動又は当行グループの自己資本比率の低下等により、適切な時期に当行が希望する金額及び条件での資金調達ができず、当行グループの事業及び業績に悪影響を与える可能性があります。

⑰労働基準監督署からの是正勧告及び指導について

当行は平成18年2月に、中央労働基準監督署より、労働基準法第32条に規定される労使協定の限度を超えて時間外労働を行わせたこと、及び労働基準法第37条に規定される法定労働時間外労働に対する割増賃金をマネージャー職の資格を有する労働者に対しては支払っていないことに関して是正勧告を受けました。

当行はこれらの是正勧告及び指導を受けて社内を調査したところ、一部労働基準法違反の実態が確認されました。このため、直ちに改善を図り、再発防止に努めております。なお、平成18年6月に是正報告書を提出しております。

(3)その他のリスク

(A) ストック・オプション等について

当行グループは、役員及び従業員等に対し、当行グループの経営への参画意識を高めるため、ストック・オプションを付与しております。当行グループは今後も優秀な人材の確保のため、ストック・オプション制度を継続する方針であります。なお、これらのストック・オプションが行使された場合、1株当たり株式価値を希薄化させる可能性があります。

また、当行グループではその役職員等が新株予約権（又は新株引受権）を保有しており、当該権利が行使された場合も、1株当たりの株式価値を希薄化させる可能性があります。なお、平成19年3月末現在、当行グループの役職員等に付与された新株予約権（及び新株引受権）の目的となる株式の数の合計は、59,695株であります。

(B) 配当について

当行は、設立以降平成19年3月期まで繰越損失が残っており、これまで配当を行った実績はありません。将来の配当については、当行グループの業績等を勘案し、内部留保の充実を通じた企業価値向上による株主への利益還元とのバランスに留意しながら、総合的に決定していく所存です。また、今後も繰越損失の解消に努める所存ですが、繰越欠損金が早期に解消する保証はありません。

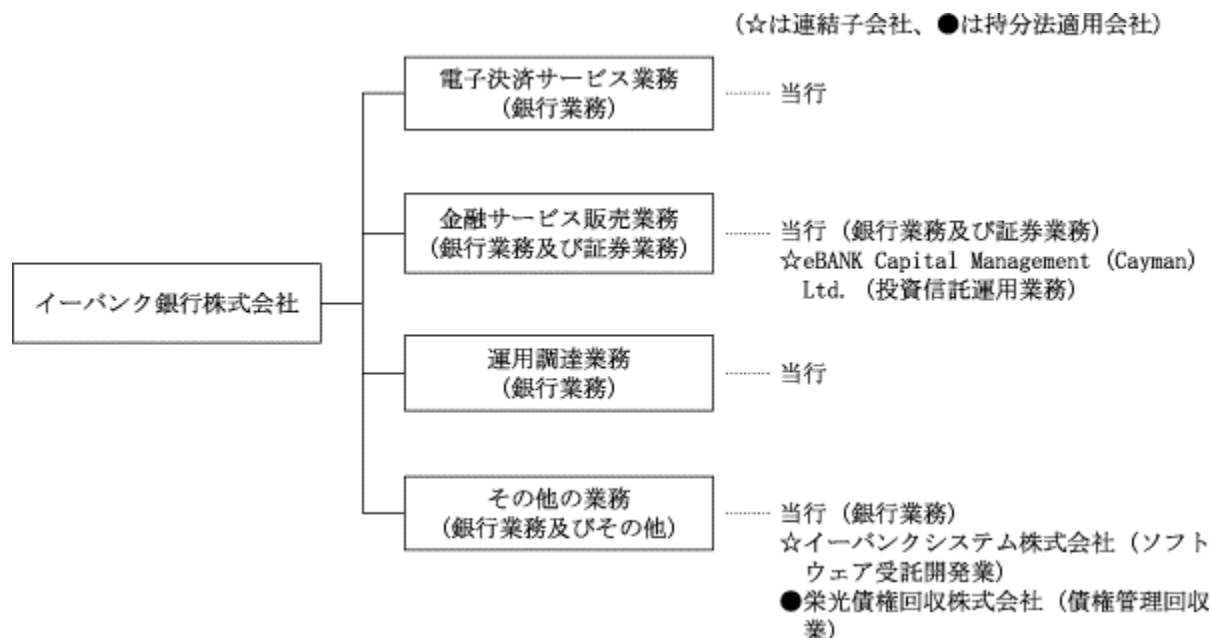
2. 企業集団の状況

(事業の内容)

当行グループ(当行及び当行の関係会社)は、当行、連結子会社であるイーバンクシステム株式会社及びeBANK Capital Management (Cayman) Ltd.並びに持分法適用関連会社である栄光債権回収株式会社の4社で構成されております。

当行は、銀行法第4条に定める銀行業免許に基づき、一定の付帯条件の下、銀行業務(銀行法第10条の規定により営む業務をいいます。)を営んでおります。また、当行は、証券取引法第65条の2第1項に定める証券業登録に基づき、銀行法第11条及び証券取引法第65条第2項の規定により一定の証券業務を行っております。

(事業系統図)



当行は、インターネットを経由して何時でも何処でも安価にアクセスできる電子決済サービスとそれに付随する金融サービスを主として提供するインターネット専門銀行として、平成13年7月に開業しました。

当行グループでは、「eBANK Style」(イーバンク・スタイル)と呼ぶ経営理念、すなわち、efficiency (効率性)、excellence (優位性)、及びentertainment (楽しさ)という3つの“e”とcustomer satisfaction (顧客満足)からなる、「3“e”&CS」の思想に基づき、インターネットを通じた電子決済に主軸を置きつつ、関連する各種業務を展開して参りました。これらの業務は、(1)電子決済サービス業務、(2)金融サービス販売業務、(3)運用調達業務、及び(4)その他の業務の4つの業務に分類できます。当行グループは、それぞれを密接に結びつけつつ、収益を生み出す事業を展開しており、このうち電子決済サービス業務、金融サービス販売業務の一部、及び運用調達業務は銀行業務に区分され、金融サービス販売業務の一部は証券業務に区分されます。

(1) 電子決済サービス業務

当行グループは、先進的な情報通信技術を利用したシステムによる資金移動取引(電子決済)のサービスの一つとして、独自のオープン系銀行システムを核とする24時間365日稼働可能な電子決済プラットフォームを用いて、PC又は携帯端末によるインターネットを経由した送金及び振込に係る内国為替業務(ウェブ決済)を顧客に提供しています(代金取立業務は行っていません)。具体的には、電子取引におけるショッピングの際、購入者と商品・サービス提供者との間の代金決済を、口座振替機能により瞬時に「イーバンク・ペイ」や「イーバンク・デビット」、メールアドレスと名前だけで送金が行える「メルマネ」、ウェブ上でのデータ交換を通じ大量の取引依頼が可能な「WEB-FB」、大量の振込入金照合業務を簡便化する「イーバンクジャストマッチ」等、決済に軸足を置いたインターネット専門銀行ならではの、利便性の高い様々な決済サービスを提供しております(当行グループの顧客口座間における決済を以下「イーバンク決済」といいます)。また、当行口座から携帯電話料金や一部の公共料金・税金等の支払を可能とするマルチペイメントネットワークに接続するサービスを開始する等、当行の決済・送金サービスの利便性をさらに高めています。これらのサービスは、インターネットに接続可能なPC及び携帯端末により利用することが可能です(携帯端末に関しては一部のサービスが利用できません)。くわえて、インターネット上でのセキュリティにも十分配慮しており、SSL128bitの暗号化技術はもとより、予め登録したIPアドレス以外からの取引を制限する「IP制限サービス」、インターネット上での不測の事態に対応するeBANKセキュリティ保険、通常銀行が一方向的に付与する口座番号等のログインIDを各顧客が自ら設定することができるログイン方法の導入等により、顧客が安心して利用できる環境を提供しております。さらに当行は、VISAの「プリンシパル・メンバー」の資格を平成18年2月に取得、一層の顧客利便性の向上を目指し、ビザ・デビットカードの発行準備を進めております(下記「3. 経営方針(5)対処すべき課題」をご参照ください)。

なお、当該業務における収益は、連結財務諸表及び財務諸表における役務取引等収益及びその他業務収益に計上されます。

(2) 金融サービス販売業務

当行グループでは、各種企業との提携による、クレジット一体型キャッシュカードの発行、個人向けカードローンの取次、証券口座の開設の紹介等により、手数料収益の拡大を図っております。

例えばクレジット一体型キャッシュカードの発行については、三菱UFJニコス株式会社との提携により「イー

バンクカードニコス」を発行して、平成19年3月末時点で55万枚を超える発行枚数を有しており、発行枚数や利用額に応じた手数料を受け取っております。なお、「イーバンクカードニコス」は平成19年7月末をもってクレジットカード機能の提供を終了する予定ですが、平成19年2月から、株式会社オーエムシーカードとの提携により、「イーバンクカードOMC」が新たに発行され、発行枚数に応じた手数料を受け取っております。さらに、証券口座の開設紹介については、複数の証券会社と提携し、当行グループの紹介に基づく証券口座開設件数等に応じた手数料を受け取っております。

さらに、投資信託の販売に関しては、販売用他社ファンドを含む新たな銘柄の追加を行い、平成19年3月末時点で合計175本の投資信託を取り扱っております。こうした投資信託の販売及び当行子会社によるファンドの管理・運用により、販売手数料及び管理手数料収入を計上しております。くわえて、平成18年3月より取扱いを開始している各種特約定期預金（下記「(3) 運用調達業務」をご参照ください。）に関連するデリバティブ取引による収益を計上しております。このように、新しいタイプの金融商品及びサービスの提供並びに新たな金融取引にも、積極的に取り組んでおります。

一方で、運用調達業務において取得したノウハウを用い、証券化・流動化案件のアレンジメント業務及び社債管理業務等を始めとした、ファイナンシャル・アドバイザー業務の取り組みを行っております。また、前述の業務以外に社債の引受と私募の取扱い業務も行っております。

なお、当該業務における収益は、連結財務諸表及び財務諸表における役務取引等収益又はその他業務収益に計上されます。

(3) 運用調達業務

当行グループでは個人・法人顧客の双方に普通預金を、個人顧客向けに定期預金（満期特約定期預金を含みます。）及び外貨普通預金を、それぞれ提供しております。個人顧客向けの普通預金については、競争力のある金利を設定し、決済のための資金についても一定期間の預け入れを促す戦略を取っております。また、競争力のある金利を設定した定期預金の提供のほか、平成18年3月には当行が一定時点で満期を繰り上げることができる満期特約定期預金「アコーディオン」、同年6月には当行が定める当初予定満期日まで預けると金利がステップアップする「パーカッション」、同年9月には為替レートの変動により上乗せ金利が付与されることがある為替特約定期預金「モーツァルト」、平成19年3月より同様の為替特約定期預金「ハイドン」の取扱いを開始し、預金残高の積上げをはかっております。当行の提供する外貨普通預金は、米ドル・ユーロ・豪ドル・英ポンド・ニュージーランドドル・南アフリカランドの6通貨で、最低預入額は10万円相当額以上、預入限度額に制限はなく、適用レートはほぼリアルタイムに変動し、原則として24時間取引可能であり、競争力のある為替コストで提供しております。今後は取扱通貨の拡大及び外貨定期預金の取扱いを開始する予定です。

当行グループの預金については、インターネット上での定期預金の解約及び他の金融機関への送金又は振込が、時間と場所を選ばずに迅速かつ容易に行えます。この特性を踏まえ、流動性に十分配慮した運用を行う必要があることから、調達した普通預金残高の100%と定期預金残高の25%に相当する額以上を、金融機関預け金や国債といった、流動性の高い資産で運用しております。また、その他の運用資産については、主としてキャッシュ・フローを生み出す資産（オフィスビルや商業・居住用施設等の各種不動産物件、消費者ローン等の貸付債権、企業の売掛債権等）を証券化・流動化した運用商品等、流動性の高い資産と比較して高い収益が期待できる資産に投資しています。なお、当行グループは預金業務と為替業務を主たる業務としており、銀行業の免許に付された条件に基づき、預金担保の当座貸越を除く一般的な貸出業務等は、新たに銀行法上の承認を得ない限り行うことができません。

当行グループでは、運用調達業務全般にわたり、ALM（資産負債総合管理）の観点から、金利感応度、資金流動性、市場流動性等のリスクマネジメントに十分留意した運営を行っております。また個別の投資に際しても、リスクに見合った収益が期待できるか、各種リスクの分散を適切に図ることができるか等を入念に検討し、運用資産ポートフォリオの構築を行っております。

なお、当該業務における収益は、連結財務諸表及び財務諸表における資金運用収益、その他業務収益、又はその他経常収益に計上されます。

(4) その他

(A) ソフトウェア受託開発業

イーバンクシステム株式会社は、当行グループの銀行システムの開発・運用業務を主業務としております。

当行グループの基幹系システムは、独自のオープン系銀行システムを採用し、従来のメインフレーム系銀行システムに比して安価かつ効率的に構築されており、またこれまで安定した運用実績を残しています。イーバンクシステム株式会社は、こうしたシステム分野における優位性を踏まえ、当行グループの銀行システムの開発・運用業務のみならず、当行グループ以外の第三者に対するITサービスの提供も拡大していく予定です。

(B) 債権管理回収業

栄光債権回収株式会社は、「債権管理回収業に関する特別措置法」（平成10年法律第126号）に基づいて、債権管理回収業を行います。

(C) 広告業

広告に係る収益は銀行法10条第2項に規定する「その他の銀行業に付随する業務」に該当し、預金、貸付け又は為替に付随する業務とされております。当行では、当行ホームページ及びメールマガジン等への広告掲載による広告業を行っております。

上記の各業務を支えるのは、当行グループのITシステムです。銀行の採用するシステムは、大別してオープン系銀行システムとメインフレーム系銀行システムとがあります。メインフレーム系銀行システムとは、一つのメインコンピュータが情報の管理・処理を統括して行うシステムであり、多くの国内銀行において採用されているシステムです。これに対し、当行グループの採用するオープン系銀行システムとは、最新のテクノロジーを適用したコンピュータがそれぞれ情報の管理・処理を行うシステムであり、先端技術や新たな顧客ニーズ及び処理する情報量の増加に対して比較的低廉なコストで迅速に対応できるというメリットがある一方、セキュリティ対策及びIT技術の段階的進歩に常に追いつくためのシステムの保守・管理の負担が比較的重い等のデメリットがあると考えられます。当行グループのオープン系銀行システムは、インターネットを介して基幹系システムを顧客に開放することにより、PC及び携帯端末からの直接接続が可能であるなど、高い拡張性を有しています。また、当行グループは、提供する商品の仕様及び業務プロセスを上記のシステムに適合させており、24時間365日稼働可能なシステムの構築を可能とするとともに業務の効率性を高めております。また、当行グループのオープン系銀行システムは、構築及び運用において特定のシステムベンダーに依存する必要がないため、

システムの構築及び運用の点においてもコスト競争力を有することができるものと考えております。

3. 経営方針

(1) 経営の基本方針

当行は、平成13年7月6日に金融庁から銀行業の免許を受け、同23日に開業した、我が国で最も新しいインターネット専門銀行です。当行は、既存の金融機関のように貸出・預金・外為といった業務を一律に提供するのではなく、「決済銀行」というコア・コンセプトをベースとし、使い勝手の良い安価な決済サービスと、それに付随する預金サービスを主として提供するという、特色ある経営を行っています。

インターネットを利用した「決済銀行」として、先端技術を活用した全く新しい銀行システムを構築することで、既存の金融機関に比べて大幅に安価、かつ効率的な決済、預金サービスの提供を実現していくことが経営の基本方針であります。

また当行は、「eBANK Style」（イーバンク・スタイル）と呼ばれる行動規範を定めています。その中核となる経営理念は「3“e” & CS」、すなわち、efficiency（効率性）、excellence（優位性）、及びentertainment（楽しさ）という3つの“e”とcustomer satisfaction（顧客満足）から構成されており、日常業務の中でこの理念に対する意識を常に高く持ち続けるよう努めています。これらの中でも特にユニークなのが“entertainment（楽しさ）”であり、常に社員が「楽しく」仕事をするのが「楽しい」サービスを世に出すことに繋がり、結局お客様に「楽しく」感じてもらうことができるという考え方です。当行は、このような独特の理念に基づく経営スタイルを実現していくことが、従来の銀行とは一線を画した新しいビジネスモデルを確立するための、重要な要素であると考えています。

当行の最終的な目標は、PCや携帯電話さえあれば、イーバンクを通じていつでもどこでも簡単かつ安価にお金のやり取りができる、そんなサービスを世界中の人々に提供することであり、それを経営の基本理念として、事業展開を行っております。

(2) 利益配分に関する基本方針

当行は、株主に対する利益還元と同時に事業の競争力確保・強化を重要な経営課題のひとつと位置づけております。

当行は、現在、創業間もない成長・発展途上にあると考えており、配当につきましては経営成績を勘案して実施することを考慮しながら、一方で将来の経営体質の強化と事業効率化及び事業拡大のためのシステム投資等に必要内部留保の充実に努めることによって、企業価値で株主に応えることを念頭に置き、総合的に決定することを基本方針としております。

今後は上記基本方針に基づき、業績等を勘案しつつ、総合的に検討を重ね、株主還元と内部留保の充実に図っていく所存であります。

(3) 目標とする経営指標

当行グループといたしましては、経営計画の管理に当たっては、コア・コンセプトである「決済銀行」に基づいた業務運営を行うために、その成長ドライバーである顧客口座数の拡大を第一に目指してまいります。個人・法人ともに、顧客口座数が増加することで、取扱い商品やサービスの増加に伴い取引件数が増加することにより、費用効率の向上を通じて、結果的に高収益の経営体質になると見込まれます。これにより、さらに、低コストで利便性の高い決済サービスの実現が可能となり、顧客口座数の拡大に繋がるというバリュー・チェーンの拡大が期待されます。

なお、BIS基準自己資本比率といった法令で求められている指標に対しても、十分な水準を維持していくことはいまでもありません。

(4) 中長期的な経営戦略

当行グループといたしましては、「イーバンクは最も先進的かつ個性的なIT時代の決済インフラを提供する世界的に認知される企業となる」というビジョンの下、「決済銀行」というコア・コンセプトに基づき業務を推進し、収益力の一層の向上による高成長への基礎固めに努めてまいります。当行グループは、係る基礎固めを図るために、顧客口座数の一層の増加、電子決済サービス業務とその利便性の更なる向上、提供する金融サービス販売業務の拡大及び運用調達業務の更なる本格化を通じて、収益性と成長性を重視した経営に取り組みます。併せて、当行グループの業務の基盤の更なる確立を図るために、システム等のインフラの整備・充実及び組織体制の強化・整備に取り組みます。

(5) 対処すべき課題

(A) 中核的戦略（顧客口座数の増加→顧客口座数のさらなる増加につながる、バリュー・チェーンの強化）

当行グループの収益力を向上させ、同時に成長力を維持するためには、顧客が当行に開設する口座数の増加が極めて重要となります。当行グループは、迅速かつ簡便な顧客口座開設フローの確立、提携戦略及びブランディング戦略による効果的なマーケティング方法の採用等により顧客口座数を増加させることで、電子決済件数、顧客の金融サービスに対するニーズ、及び預金残高を増加させ、その結果として、それらに伴う手数料や運用収益を増加させることで、当行グループの収益性の向上を図ります。さらに、経費率低減効果による、電子決済サービス及び金融サービスの競争力の一層の向上を通じ、顧客口座数のさらなる増加を実現するというバリュー・チェーンを、確立・強化してまいります。

<顧客口座数の推移>

(単位：千口座)

	平成13年度末 (平成14年3月31日)	平成14年度末 (平成15年3月31日)	平成15年度末 (平成16年3月31日)	平成16年度末 (平成17年3月31日)	平成17年度末 (平成18年3月31日)	平成18年度末 (平成19年3月31日)
顧客口座数	187	471	696	1,011	1,473	2,019

(注) 顧客口座数は、各期末日現在の累計口座開設承認数から解約件数を除いた数を記載しております。

<決済件数の推移>

(単位：千件)

	平成13年度 (自平成13年4月1日 至平成14年3月31日)	平成14年度 (自平成14年4月1日 至平成15年3月31日)	平成15年度 (自平成15年4月1日 至平成16年3月31日)	平成16年度 (自平成16年4月1日 至平成17年3月31日)	平成17年度 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)	平成18年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)
決済件数	162	2,557	5,701	10,623	20,890	44,632

(注) 決済件数は、各連結会計年度の対外入出金件数と口座振替(イーバンク決済)件数の合計数を記載しております。対外入出金件数とは当行顧客口座と他行口座間での資金の授受に係る取引及びキャッシュカードによる入出金であります。口座振替とは当行口座間の資金の授受に係る取引であります。

(B) 電子決済サービス業務(クリティカル・マスの早期達成、ビジネス口座の活性化とリアル決済への進出)

①顧客口座数のクリティカル・マスの早期達成

当行グループは、今後も顧客口座数を大きく増加させ、早期にクリティカル・マス(注)の達成を図ることが、当行サービスの連鎖的な普及を通じた顧客利便性の大幅な向上、ひいては当行の電子決済サービス業務における収益性の大幅な向上に繋がると考えております。したがって、顧客口座の獲得を、経営上の最優先課題の一つと位置付け、今後も重点的に取り組んでまいります。

(注) クリティカル・マスとは、新しい製品やサービスの普及する初期において、ある一点を招けると連鎖的な普及が始まる臨界点をいいます。当行は、現時点においては顧客口座数300万口座をクリティカル・マスの目途と考えております。

②ビジネス口座のさらなる活性化と、幅広い電子決済ニーズへの対応

当行は、平成18年1月4日に、全国銀行協会から全国銀行データ通信システムへの直接接続を承認されました。これにより、これまで提携銀行の収益となっていた被仕向為替手数料の獲得、及び当行が当該提携銀行に支払っていた入金に係る口座管理手数料の消滅等のメリットに加え、平成19年3月末現在22千口座を上回る数のビジネス口座(法人ビジネス口座及び個人ビジネス口座)に関して、その利便性が大きく向上しています。今後は、法人間取引の取り込みを含む、大量の決済需要が見込めるビジネス口座の増加と利用の活性化を図ることにより、電子決済サービス業務の収益性を一層高めていく必要があると考えております。

③当行グループの強みを生かした、リアル決済への進出

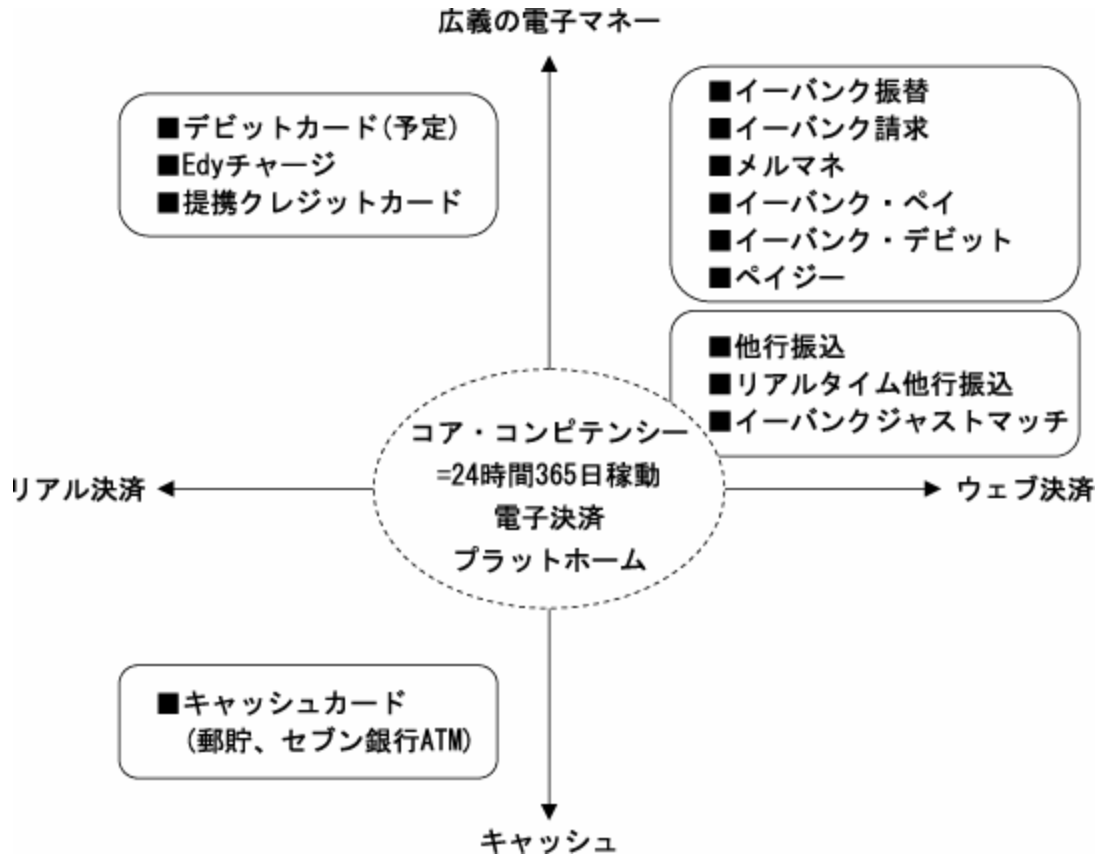
当行グループが現在、電子決済サービス業務における主たる業務の対象としているウェブ決済(注1)は、電子商取引の拡大等により今後も拡大が見込まれる市場です。一方で、依然として決済市場の大部分を占めるウェブ決済以外の決済(リアル決済)(注2)についても、IT技術を利用した新たな電子決済サービスの普及が、今後ますます進展していくと考えられます。当行グループの電子決済プラットフォームは、オープン系銀行システムにより構築されており、ウェブ決済、又はIT技術を利用した新たなリアル決済において必要とされる先端的な技術に、柔軟かつ迅速に対応できると考えられます。また、当行グループがこれまでウェブ決済で培った経験及びノウハウは、リアル決済市場における業務展開においても、有効に活用できると考えております。このようにして当行グループは、当行グループの強みを生かし、今後リアル決済市場においても、先進的かつ優位性の高いポジションを確保することを目指してまいります。この一環として、当行はVISAの「プリンシパル・メンバー」の資格を平成18年2月に取得し、現在ビザ・デビットカードの発行準備を進めております。VISAの国内外における広範な加盟店網を活かした即時決済型カードの発行により、顧客利便性の一層の向上と当行グループの決済ネットワークの拡大による新たな収益機会の確保を目指してまいります。

このように、電子決済サービス業務においては、今後も多様な電子決済ニーズに対応することにより、当行の経営理念である、「最も先進的かつ個性的な、IT時代の決済インフラの提供」の実現を図ってまいります。

(注) 1 「ウェブ決済」とは、PC又は携帯端末によりインターネットを経由する資金移動取引のことであり、当行グループの提供する、メルマネ、イーバンク・デビット、ペイジー等のサービス及び他行振込等がこれに該当いたします。

2 「リアル決済」とは、インターネットを経由しない、ウェブ決済以外の決済であり、デビットカード、クレジットカード、キャッシュカード及びEddyチャージ等のサービスがこれに該当します。

当行グループの提供する決済サービスの位置付け



(C) 金融サービス販売業務（サービス提供範囲の拡大と多様な収益基盤の確保）

金融サービス販売業務は、顧客口座数とサービス提供範囲の拡大に伴い、収益性の大きな向上が見込める業務分野です。したがって、現在取扱っている投資信託、提携カード、提携ローン等の商品及び提携先の多様化を図り、サービス提供範囲の一層の拡大を行ってまいります。また、特約定期預金に関連するデリバティブ取引など、新しい取引への参加による収益の獲得機会も追求していきます。

一方、社債の引受や私募の取扱い業務についても、新規案件の捕捉に努め、手数料等の安定的な獲得を目指してまいります。

(D) 運用調達業務（高収益、かつ流動性の確保された、効率的なバランスシートの構築）

顧客口座数、預金残高の増加に伴い、増加が予想される運用資産をベースとして、適切なALM（資産負債総合管理）・リスク管理体制のもと、運用収益の増強に努めます。引き続き、決済業務を担う銀行として十分な流動性を確保しつつ、市場利回りの上昇に伴う運用収益の向上を目指し、預け金から国債等への運用資産のシフトを図っていきます。くわえて、各種の証券化商品やオルタナティブ投資等、リスク対比で優位な収益が期待できると判断できる資産には、資産ポートフォリオ全体の構成に留意しながら投資を行います。また、調達業務においては、満期特約定期預金のように、デリバティブの活用等による、調達コストの抑制及びALM管理の高度化を目指してまいります。このようにして、運用調達業務全体として、リスク対比で高収益であり、かつ流動性の確保された、効率的な資産構成の構築に努めてまいります。

(E) その他の業務

当行グループは、電子決済サービス業務、金融サービス販売業務及び運用調達業務という当行グループの主要な業務分野を補完し、また新たな収益源を獲得するため、その他の業務の充実も積極的に進めていく所存です。その一環として、当行グループが運用する不動産流動化商品等における信託財産の管理又は信託受益権の販売等を行うこと等を目的として、新設子会社を通じた信託業の営業を開始するため、現在信託業免許の取得等の準備を行っております。

(F) 全業務に係る課題（システムの強化と組織体制の充実）

① システムのセキュリティ、キャパシティ、及びスケーラビリティの確保

インターネット専業銀行である当行にとって、システムの対応能力（キャパシティ）や拡張性（スケーラビリティ）を確保し、急激に増加する顧客口座数や電子決済件数を安定的に処理していくことや、いわゆるサイバー犯罪等に対して顧客の資産を安全に保護すること（セキュリティ）は、極めて重要な課題であり、そのための先端技術の取り込み等については、不断の努力が必要です。当行グループは引き続き、こうしたシステム分野に十分な資源配分を行い、当行システムのセキュリティ、キャパシティ、及びスケーラビリティの確保・拡充に、全力を挙げて取り組んでいきます。

② 組織体制及び内部統制の充実

経営環境の変化に迅速かつ的確に対応する業務運営体制、並びに経営執行の公正性及び透明性を確保する経営監視機能の強化を行い、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図ってまいります。また、当行は平成18年5月12日開催の取締役会において、情報管理、リスク管理、財務報告、適時開示、内部監査、業績管理、コンプライアンス、監査役監査の充実等に関する内部統制システムを構築することを決議しております。係る内部統制システムの整備のため、法務・コンプライアンス部門、リスク管理部門、内部監査室等の増員等を通じ、拡大する業容への対応を図るとともに、法令等遵守及びリスク管理については経営上の最優先課題として取り組み、役職員ひとりひとりが銀行としての公共的使命を自覚し行動する企業風土を醸成してまいります。くわえて、平成20年度より施行される財務報告書に係る内部統制の評価制度

に対応し、規程の整備や記録の保管といった内部管理機能の一層の強化を図る目的で、平成18年6月9日にJSOX対応準備室を発足させ、さらなる内部統制の強化に努めるとともに、情報開示体制のさらなる整備等を進めてまいります。

- (6) 親会社等に関する事項
該当するものではありません。
- (7) その他経営上の重要な事項
該当するものではありません。

4. 連結財務諸表等

(1) 連結貸借対照表

区分	注記 番号	前連結会計年度 (平成18年3月31日)		当連結会計年度 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)					
現金預け金	※2	130,351	35.48	80,312	15.37
買入金銭債権		19,527	5.32	28,294	5.41
金銭の信託	※2	81,994	22.32	83,496	15.97
有価証券	※1、2	128,629	35.01	313,330	59.94
外国為替		—	—	1,671	0.32
その他資産	※2	6,460	1.76	8,697	1.66
動産不動産	※2、3	821	0.22	—	—
有形固定資産	※3	—	—	832	0.16
無形固定資産		—	—	6,299	1.21
繰延税金資産		19	0.01	30	0.01
貸倒引当金		△408	△0.12	△255	△0.05
資産の部合計		367,395	100.00	522,709	100.00
(負債の部)					
預金		330,343	89.92	482,697	92.35
その他負債		6,320	1.72	9,740	1.86
賞与引当金		81	0.02	123	0.02
負債の部合計		336,745	91.66	492,561	94.23
(少数株主持分)					
少数株主持分		287	0.08	—	—
(資本の部)					
資本金		32,310	8.79	—	—
資本剰余金		11,232	3.06	—	—
利益剰余金		△11,472	△3.12	—	—
その他有価証券評価差額金		△1,591	△0.44	—	—
自己株式		△115	△0.03	—	—
資本の部合計		30,362	8.26	—	—
負債、少数株主持分 及び資本の部合計		367,395	100.00	—	—
(純資産の部)					
資本金		—	—	32,335	6.18
利益剰余金		—	—	△642	△0.12
自己株式		—	—	△113	△0.02
株主資本合計		—	—	31,579	6.04
その他有価証券評価差額金		—	—	△1,724	△0.33
評価・換算差額等合計		—	—	△1,724	△0.33
少数株主持分		—	—	293	0.06
純資産の部合計		—	—	30,148	5.77
負債及び純資産の部合計		—	—	522,709	100.00

(2) 連結損益計算書

区分	注記 番号	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		10,632	100.00	13,709	100.00
資金運用収益		1,851		3,963	
貸出金利息		16		—	
有価証券利息配当金		1,186		2,961	
コールローン利息		—		142	
預け金利息		2		40	
その他の受入利息		645		819	
役務取引等収益		3,187		6,286	
その他業務収益		370		1,715	
その他経常収益	※1	5,223		1,744	
経常費用		9,732	91.53	14,253	103.97
資金調達費用		1,622		2,092	
預金利息		1,622		2,092	
役務取引等費用		1,069		1,748	
その他業務費用		441		237	
営業経費		6,579		9,224	
その他経常費用	※2	19		950	
経常利益(△は経常損失)		900	8.47	△544	△3.97
特別利益		424	4.00	240	1.76
貸倒引当金戻入益		22		153	
関係会社株式売却益		52		87	
関係会社持分変動益		350		—	
特別損失	※3	258	2.43	154	1.13
動産不動産処分損		31		—	
ソフトウェア除却損		118		—	
固定資産処分損		—		154	
その他の特別損失		108		—	
税金等調整前当期純利益 (△は税金等調整前当期純損失)		1,067	10.04	△457	△3.34
法人税、住民税及び事業税		52	0.50	12	0.09
法人税等調整額		△19	△0.19	△11	△0.08
少数株主損失		—	—	56	0.41
当期純利益 (△は当期純損失)		1,034	9.73	△403	△2.94

(3) 連結剰余金計算書

区分	注記 番号	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
		金額(百万円)
(資本剰余金の部)		
資本剰余金期首残高		7,806
資本剰余金増加高		3,425
増資による新株の発行		3,422
新株引受権の行使による増加高		2
資本剰余金期末残高		11,232
(利益剰余金の部)		
利益剰余金期首残高		△12,507
利益剰余金増加高		1,034
当期純利益		1,034
利益剰余金期末残高		△11,472

(4) 連結株主資本等変動計算書

当連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本					評価・換算差額等		少数株主 持分	純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己 株式	株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	評価・ 換算差額 等合計		
平成18年3月31日残高(百万円)	32,310	11,232	△11,472	△115	31,954	△1,591	△1,591	287	30,650
連結会計年度中の変動額									
ストック・オプションの 行使による増加高	24				24				24
当期純利益(△は当期純損失)			△403		△403				△403
資本剰余金の欠損金填補		△11,232	11,232		—				—
持分法適用会社の減少に伴う 剰余金増加高			1		1				1
自己株式の売却				2	2				2
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額(純額)						△133	△133	6	△127
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	24	△11,232	10,830	2	△374	△133	△133	6	△501
平成19年3月31日残高(百万円)	32,335	—	△642	△113	31,579	△1,724	△1,724	293	30,148

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書

区分	注記 番号	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前当期純利益 (△は税金等調整前当期純損失)		1,067	△457
減価償却費		1,105	1,729
持分法による投資損益(△)		△15	79
関係会社持分変動損益(△)		△350	—
貸倒引当金の増加額		△22	△153
賞与引当金の増加額		30	41
資金運用収益		△1,851	△3,963
資金調達費用		1,622	2,092
有価証券関係損益(△)		△749	△1,863
金銭の信託の運用損益(△)		△3,955	539
為替差損益(△)		—	△43
動産不動産処分損益(△)		31	—
固定資産処分損益(△)		—	154
貸出金の純増(△)減		600	—
預金の純増減(△)		65,929	152,354
預け金(現金同等物を除く)の純増(△)減		—	△2,000
外国為替(資産)の純増(△)減		—	△1,671
買入金銭債権の純増(△)減		2,126	△8,747
資金運用による収入		1,493	3,632
資金調達による支出		△358	△1,907
その他		△448	△160
小計		66,254	139,657
法人税等の支払額		△10	△503
法人税等の還付額		465	561
営業活動によるキャッシュ・フロー		66,710	139,715
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出		△169,749	△271,171
有価証券の売却による収入		43,465	55,962
有価証券の償還による収入		15,726	35,106
金銭の信託の増加による支出		△39,710	△46,429
金銭の信託の減少による収入		77,301	38,229
動産不動産の取得による支出		△477	—
有形固定資産の取得による支出		—	△520
無形固定資産の取得による支出		—	△3,105
子会社株式の売却による収入		90	150
その他		1,411	—
投資活動によるキャッシュ・フロー		△71,941	△191,779
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
株式の発行による収入		7,182	24
少数株主への株式の発行による収入		600	—
財務活動によるキャッシュ・フロー		7,782	24
IV 現金及び現金同等物の増加額 又は減少額(△)		2,551	△52,039
V 現金及び現金同等物の期首残高		127,799	130,351
VI 現金及び現金同等物の期末残高		130,351	78,312

(6) 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	(1) 連結子会社 2社 連結子会社の名称 イーバンクシステム株式会社 eBANK Capital Management (Cayman) Ltd. なお、eBANK Capital Management (Cayman) Ltd. は設立により、当連結会計年度から連結しております。 (2) 非連結子会社 0社	(1) 連結子会社 2社 連結子会社の名称 イーバンクシステム株式会社 eBANK Capital Management (Cayman) Ltd. (2) 同 左
2. 持分法の適用に関する事項	(1) 持分法適用の非連結子会社 0社 (2) 持分法適用の関連会社 2社 会社の名称 栄光債権回収株式会社 株式会社アセット・リアルティ・マネジャーズ なお、株式会社アセット・リアルティ・マネジャーズの当行の議決権割合は5%ですが、実質的に影響力を有していること等により、当連結会計年度から持分法を適用しております。 (3) 持分法非適用の非連結子会社 0社 (4) 持分法非適用の関連会社 0社	(1) 同 左 (2) 持分法適用の関連会社 1社 会社の名称 栄光債権回収株式会社 なお、前連結会計年度まで持分法の適用の範囲に含めておりました株式会社アセット・リアルティ・マネジャーズは、売却により当連結会計年度から持分法の対象から除外しております。 (3) 同 左 (4) 同 左
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項	連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しております。	同 左
4. 会計処理基準に関する事項	(1) 商品有価証券の評価の方法 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。 なお、当連結会計年度は、残高はありません。 (2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては、連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。 (ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。 (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。 (4) 減価償却の方法 ① 動産不動産 当行及び連結子会社の動産不動産は、定率法(ただし、建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：50年 動産：3年～20年 ② ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づく定額法により償却しております。 (5) 繰延資産の処理方法 新株式発行費用は、支出時に全額費用として処理しております。	(1) 同 左 (2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては、連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 (ロ) 同 左 (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同 左 (4) 減価償却の方法 ① 有形固定資産 当行及び連結子会社の有形固定資産は、定率法(ただし、建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：8年～50年 動産：3年～20年 ② 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。 (5) 繰延資産の処理方法 —

	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	(6) 貸倒引当金の計上基準 償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、合理的に算出した予想損失率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。	(6) 貸倒引当金の計上基準 同 左
	(7) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。	(7) 賞与引当金の計上基準 同 左
	(8) 外貨建資産・負債の換算基準 当行及び連結子会社の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。	(8) 外貨建資産・負債の換算基準 同 左
	(9) リース取引の処理方法 当行及び国内連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	(9) リース取引の処理方法 同 左
	(10) 重要なヘッジ会計の方法 為替変動リスク・ヘッジ ①ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。 ②ヘッジ手段とヘッジ対象 ・ヘッジ手段…為替予約 ・ヘッジ対象…外貨建有価証券 ③ヘッジ方針 外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行っております。 ④ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間においてヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。	(10) 重要なヘッジ会計の方法 為替変動リスク・ヘッジ ①ヘッジ会計の方法 同 左 ②ヘッジ手段とヘッジ対象 同 左 ③ヘッジ方針 同 左 ④ヘッジ有効性評価の方法 同 左
	(11) 消費税等の会計処理 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております	(11) 消費税等の会計処理 同 左
5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項	連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。	同 左
6. 利益処分項目の取扱等に関する事項	連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しております。	—
7. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」であります。	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち、定期預け金以外のものです。

(7) 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号平成15年10月31日)を当連結会計年度から適用しておりますが、これによる税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当連結会計年度から適用しております。 当連結会計年度末における従来の「資本の部」に相当する金額は29,854百万円であります。 なお、当連結会計年度における連結貸借対照表の純資産の部については、連結財務諸表規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の連結財務諸表規則及び銀行法施行規則により作成しております。 (投資事業組合に関する実務対応報告) 「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第20号平成18年9月8日)が公表日以後終了する連結会計年度に係る連結財務諸表から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同実務対応報告を適用しております。これによる連結貸借対照表等に与える影響はありません。 (自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準) 「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準第1号平成14年2月21日)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第2号平成14年2月21日)が平成17年12月27日付及び平成18年8月11日付で一部改正され、会社法の定めが適用される処理に関して適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる連結貸借対照表等に与える影響はありません。 (ストック・オプション等に関する会計基準) 「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号平成17年12月27日)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号平成17年12月27日)が会社法の施行日以後に付与されるストック・オプション、自社株式オプション及び交付される自社の株式について適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる連結貸借対照表等に与える影響はありません。 (有限責任事業組合等に関する実務対応報告) 「有限責任事業組合及び合同会社に対する出資者の会計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第21号平成18年9月8日)が公表日以後終了する連結会計年度から適用されることとなったことに伴い、当連結会計年度から同実務対応報告を適用しております。これによる連結貸借対照表等に与える影響はありません。</p>

(8) 表示方法の変更

前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
—	<p>「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったこと等に伴い、当連結会計年度から以下のとおり表示を変更しております。</p> <p>(連結貸借対照表関係)</p> <p>(1)純額で「繰延ヘッジ損失」(又は「繰延ヘッジ利益」)として「その他資産」(又は「その他負債」)に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。 なお、当連結会計年度は、残高はありません。</p> <p>(2)負債の部の次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部に表示しております。</p> <p>(3)「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。</p> <p>(4)「その他資産」に含めて表示していた「ソフトウェア」及び「ソフトウェア仮勘定」は、「無形固定資産」に含めて表示しております。</p> <p>(連結キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <p>(1)「動産不動産処分損益(△)」は、連結貸借対照表の「動産不動産」が「有形固定資産」「無形固定資産」等に区分されたことに伴い、「固定資産処分損益(△)」等として表示しております。 また、「動産不動産の取得による支出」は「有形固定資産の取得による支出」等として表示しております。</p>

(9) 連結財務諸表に関する注記事項

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度末 (平成18年3月31日)	当連結会計年度末 (平成19年3月31日)
※1. 有価証券には、関連会社の株式299百万円を含んでおります。	※1. 有価証券には、関連会社の株式114百万円を含んでおります。
※2. 為替決済、デリバティブ取引等の取引の担保として、有価証券36,532百万円及び金銭の信託中の有価証券3,497百万円を差し入れております。 また、動産不動産のうち保証金権利金は165百万円です。	※2. 為替決済、デリバティブ取引等の取引の担保として、有価証券56,896百万円、信用状発行の担保として、預け金2,000百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金権利金は240百万円です。
※3. 動産不動産の減価償却累計額 224百万円	※3. 有形固定資産の減価償却累計額 535百万円

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
※1. その他の経常収益は株式等売却益659百万円及び金銭の信託運用益3,955百万円を含んでおります。	※1. その他経常収益は株式等売却益1,512百万円を含んでおります。
※2. その他の経常費用には、株式等売却損8百万円を含んでおります。	※2. その他経常費用には、株式等売却損10百万円及び株式等償却286百万円、金銭の信託運用損539百万円、持分法投資損失79百万円を含んでおります。
※3. その他の特別損失には、使用しなくなったリース資産のリース契約解約損95百万円を含んでおります。	※3. —

(連結株主資本等変動計算書関係)

当連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数は、次のとおりであります。(単位:株)

	前連結会計年度末 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	596,076	300	—	596,376	
合計	596,076	300	—	596,376	
自己株式					
普通株式	1,082	—	25	1,057	
合計	1,082	—	25	1,057	

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項は、次のとおりであります。

区分	新株予約権 の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当連結会計 年度末残高 (百万円)	摘要
			前連結 会計年度末	当連結会計年度 増加	減少		
当行	ストック・オプションとしての 新株予約権					—	(注)
合計						—	

(注) 当行は未公開企業であり付与時の「単位当たりの本源的価値」は0であるため、当連結会計年度末残高はありません。

3 「株主資本等変動計算書に関する会計基準」(企業会計基準第6号平成17年12月27日)及び「株主資本等変動計算書に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第9号平成17年12月27日)が会社法施行日以後終了する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準および適用指針を適用し、従来の連結剰余金計算書に替えて連結株主資本等変動計算書を作成しております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円)	現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円)
平成18年3月31日現在	平成19年3月31日現在
現金預け金勘定	現金預け金勘定
130,351	80,312
現金及び現金同等物	定期預け金
130,351	△2,000
	現金及び現金同等物
	78,312

(セグメント情報)

1. 事業の種類別セグメント情報

前連結会計年度 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)

連結会社は銀行業以外に一部でソフトウェア受託開発業の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

当連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

連結会社は銀行業以外に一部でソフトウェア受託開発業の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

2. 所在地別セグメント情報

前連結会計年度 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)

全セグメントの経常収益の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

当連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

全セグメントの経常収益の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

3. 海外経常収益

前連結会計年度 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)

海外経常収益が連結経常収益の10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

当連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

海外経常収益が連結経常収益の10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

(リース取引関係)

決算短信における開示の必要性が大きいと考えられるため開示を省略します。

(関連当事者との取引)

1. 前連結会計年度 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)

関連当事者との取引については記載すべき重要なものではありません。

2. 当連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

関連当事者との取引については記載すべき重要なものではありません。

(税効果会計関係)

決算短信における開示の必要性が大きいと考えられるため開示を省略します。

(有価証券関係)

※ 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。

1. 前連結会計年度

(1) 売買目的有価証券 (平成18年3月31日現在)

該当事項はありません。

(2) 満期保有目的の債券で時価のあるもの (平成18年3月31日現在)

(単位：百万円)

	連結貸借 対照表計上額	時価	差額	うち益	うち損
国債	100	100	0	0	—
社債	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—
合計	100	100	0	0	—

(3) その他有価証券で時価のあるもの (平成18年3月31日現在)

(単位：百万円)

	取得原価	連結貸借 対照表計上額	評価差額	うち益	うち損
株式	581	621	39	39	—
債券	89,513	87,958	△1,555	28	1,583
国債	60,308	59,077	△1,231	1	1,232
社債	29,204	28,880	△323	27	351
その他	10,736	10,585	△150	18	169
合計	100,831	99,165	△1,665	87	1,753

(4) 当連結会計年度中に売却したその他有価証券 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)

(単位：百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他有価証券	15,129	714	10

(5) 時価のない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額 (平成18年3月31日現在)

(単位：百万円)

	金額
その他有価証券	
非上場株式	1,117
事業債	27,488
みなし有価証券	385
優先出資証券	72
信託受益権	19,527
関連会社株式	299

(6) その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額 (平成18年3月31日現在)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債券	14,071	47,148	5,837	48,489
国債	5,471	27,960	2,876	22,869
社債	8,600	19,188	2,960	25,620
その他	11,847	9,870	4,121	—
合計	25,918	57,019	9,958	48,489

なお、住宅金融公庫債券(貸付債権担保S種及び貸付債権担保)は償還金額が確定できないため、10年超に表示しております。

2. 当連結会計年度

(1) 売買目的有価証券（平成19年3月31日現在）

該当事項はありません。

(2) 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成19年3月31日現在）

該当事項はありません。

(3) その他有価証券で時価のあるもの（平成19年3月31日現在）

（単位：百万円）

	取得原価	連結貸借 対照表計上額	評価差額	うち益	うち損
株式	562	436	△126	—	126
債券	254,436	253,112	△1,323	42	1,365
国債	221,740	220,760	△980	18	998
社債	32,696	32,352	△343	23	367
その他	23,042	22,896	△145	174	320
合計	278,041	276,445	△1,595	216	1,812

なお、上記の評価差額のうち△1,721百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」といいます。）しております。

なお、当連結会計年度の減損処理額は286百万円であります。また、時価が取得価格に比べて50%程度以上下落した場合には、合理的な反証がない限り、回復する見込みのないほど著しい下落があったものとみなして、減損処理を行っております。さらに、たとえ50%程度を下回る下落率であっても、下落率が30%以上の場合には時価の回復可能性の判定を実施し、必要な減損処理を行っております。

(4) 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

（単位：百万円）

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他有価証券	40,433	2,086	77

(5) 時価評価されていない主な有価証券の内容及び連結貸借対照表計上額（平成19年3月31日現在）

（単位：百万円）

	金額
その他有価証券	
非上場株式	606
非上場外国証券	149
事業債	35,416
みなし有価証券	524
優先出資証券	72
信託受益権（買入金銭債権）	28,294
関連会社株式	114

(6) その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額（平成19年3月31日現在）

（単位：百万円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債券	118,504	58,479	22,170	89,374
国債	99,914	39,252	17,565	64,028
社債	18,590	19,226	4,605	25,346
その他	445	19,506	12,895	12,751
合計	118,949	77,985	35,066	102,126

なお、住宅金融公庫債券（貸付債権担保S種及び貸付債権担保）は償還金額が確定できないため、10年超に表示しております。

(金銭の信託関係)

1. 前連結会計年度

(1) 運用目的の金銭の信託 (平成18年3月31日現在)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額
運用目的の金銭の信託	81,994	2,620

(2) 満期保有目的の金銭の信託 (平成18年3月31日現在)

該当事項はありません。

(3) その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (平成18年3月31日現在)

該当事項はありません。

2. 当連結会計年度

(1) 運用目的の金銭の信託 (平成19年3月31日現在)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額
運用目的の金銭の信託	83,496	401

(2) 満期保有目的の金銭の信託 (平成19年3月31日現在)

該当事項はありません。

(3) その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (平成19年3月31日現在)

該当事項はありません。

(その他有価証券評価差額金)

1. 前連結会計年度

○その他有価証券評価差額金（平成18年3月31日現在）

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	金額
評価差額	△1,591
その他有価証券	△1,591
その他の金銭の信託	—
(+) 繰延税金資産（又は(△) 繰延税金負債）	—
その他有価証券評価差額金（持分相当額調整前）	△1,591
(△) 少数株主持分相当額	—
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	△1,591

2. 当連結会計年度

○その他有価証券評価差額金（平成19年3月31日現在）

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	金額
評価差額	△1,724
その他有価証券	△1,724
その他の金銭の信託	—
(+) 繰延税金資産（又は(△) 繰延税金負債）	—
その他有価証券評価差額金（持分相当額調整前）	△1,724
(△) 少数株主持分相当額	—
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	△1,724

(ストック・オプション等関係)

当連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

会社名	提出会社
決議年月日	平成12年9月26日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役3名、従業員20名
株式の種類及び付与数	普通株式 3,660株
付与日	平成12年10月13日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定められておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件※(2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自 平成14年10月13日 至 平成22年9月26日 (ただし権利行使条件※(1)を満たした場合)

会社名	提出会社
決議年月日	平成13年2月22日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役2名、従業員9名
株式の種類及び付与数	普通株式 1,750株
付与日	平成13年3月13日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定められておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件※(2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自 平成15年3月13日 至 平成23年2月22日 (ただし権利行使条件※(1)を満たした場合)

会社名	提出会社
決議年月日	平成13年6月18日株主総会決議①
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役5名
株式の種類及び付与数	普通株式 4,300株
付与日	平成13年8月20日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定められておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(2)～(4)の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成13年8月20日 至 平成23年6月18日

会社名	提出会社
決議年月日	平成13年6月18日株主総会決議②
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員23名
株式の種類及び付与数	普通株式 2,530株
付与日	平成13年8月20日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定められておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件※(2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自 平成15年8月20日 至 平成23年6月18日 (ただし権利行使条件※(1)を満たした場合)

会社名	提出会社
決議年月日	平成13年9月10日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員9名
株式の種類及び付与数	普通株式 230株
付与日	平成13年9月26日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定められておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件※(2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自 平成15年9月26日 至 平成23年9月10日 (ただし権利行使条件※(1)を満たした場合)

会社名	提出会社
決議年月日	平成14年6月20日株主総会決議①
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役4名、従業員5名
株式の種類及び付与数	普通株式 3,400株
付与日	平成14年10月31日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定められておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(2)～(4)の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成14年10月31日 至 平成24年6月20日

会社名	提出会社
決議年月日	平成14年6月20日株主総会決議②
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員71名
株式の種類及び付与数	普通株式 4,000株
付与日	平成14年9月30日、平成15年1月6日、平成15年3月31日及び平成15年6月18日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件※(2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自 平成16年9月30日 至 平成24年6月20日、 自 平成17年1月6日 至 平成24年6月20日、 自 平成17年3月31日 至 平成24年6月20日及び 自 平成17年6月18日 至 平成24年6月20日 (ただし権利行使条件※(1)を満たした場合)

会社名	提出会社
決議年月日	平成14年6月20日株主総会決議③
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役1名、アドバイザー・コミッティーメンバー6名、コンサルタント1名
株式の種類及び付与数	普通株式 2,600株
付与日	平成15年5月30日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(2)～(4)の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成15年5月30日 至 平成24年6月20日

会社名	提出会社
決議年月日	平成14年6月20日株主総会決議④
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役4名、従業員5名
株式の種類及び付与数	普通株式 2,000株
付与日	平成15年6月18日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(2)～(4)の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成15年6月18日 至 平成24年6月20日

会社名	提出会社
決議年月日	平成15年6月19日株主総会決議①
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役5名、従業員2名
株式の種類及び付与数	普通株式 8,000株
付与日	平成16年3月31日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(2)～(4)の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成16年3月31日 至 平成25年6月19日

会社名	提出会社
決議年月日	平成15年6月19日株主総会決議②
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員94名
株式の種類及び付与数	普通株式 3,940株
付与日	平成15年11月28日、平成16年2月29日及び平成16年6月18日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件※(2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自 平成17年11月28日 至 平成25年6月19日、 自 平成18年2月29日 至 平成25年6月19日及び 自 平成18年6月18日 至 平成25年6月19日 (ただし権利行使条件※(1)を満たした場合)

会社名	提出会社
決議年月日	平成16年6月24日株主総会決議①
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役1名
株式の種類及び付与数	普通株式 150株
付与日	平成16年11月30日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(2)～(4)の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成16年11月30日 至 平成26年6月24日

会社名	提出会社
決議年月日	平成16年6月24日株主総会決議②
付与対象者の区分及び人数(名)	コンサルタント3名
株式の種類及び付与数	普通株式 330株
付与日	平成17年1月31日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定められておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(2)～(4)の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成17年1月31日 至 平成26年6月24日

会社名	提出会社
決議年月日	平成16年6月24日株主総会決議③
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役9名、コンサルタント2名
株式の種類及び付与数	普通株式 7,420株
付与日	平成17年2月10日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定められておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(2)～(4)の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成17年2月10日 至 平成26年6月24日

会社名	提出会社
決議年月日	平成16年6月24日株主総会決議④
付与対象者の区分及び人数(名)	コンサルタント1名
株式の種類及び付与数	普通株式 100株
付与日	平成17年3月31日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定められておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(2)～(4)の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成17年3月31日 至 平成26年6月24日

会社名	提出会社
決議年月日	平成16年6月24日株主総会決議⑤
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員28名
株式の種類及び付与数	普通株式 710株
付与日	平成16年10月20日、平成16年11月30日及び平成17年1月31日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定められておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件※(2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自 平成18年10月20日 至 平成26年6月24日、 自 平成18年11月30日 至 平成26年6月24日及び 自 平成19年1月31日 至 平成26年6月24日 (ただし権利行使条件※(1)を満たした場合)

会社名	提出会社
決議年月日	平成16年6月24日株主総会決議⑥
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員6名
株式の種類及び付与数	普通株式 2,050株
付与日	平成17年2月10日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定められておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件※(2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自 平成19年2月10日 至 平成26年6月24日 (ただし権利行使条件※(1)を満たした場合)

会社名	提出会社
決議年月日	平成16年6月24日株主総会決議⑦
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員59名
株式の種類及び付与数	普通株式 1,240株
付与日	平成17年3月31日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定められておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件※(2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自 平成19年3月31日 至 平成26年6月24日 (ただし権利行使条件※(1)を満たした場合)

会社名	提出会社
決議年月日	平成17年6月29日株主総会決議①
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役13名、従業員54名、コンサルタント3名
株式の種類及び付与数	普通株式 8,460株
付与日	平成17年8月15日及び平成17年11月15日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件※(2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自平成19年8月15日 至 平成27年6月29日及び 自平成19年11月15日 至 平成27年6月29日 (ただし権利行使条件※(1)を満たした場合)

会社名	提出会社
決議年月日	平成17年6月29日株主総会決議②
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役1名
株式の種類及び付与数	普通株式 2,000株
付与日	平成17年11月15日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(2)～(4)の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自平成17年11月15日 至 平成27年6月29日

会社名	提出会社
決議年月日	平成17年6月29日株主総会決議③
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員31名
株式の種類及び付与数	普通株式 1,040株
付与日	平成18年3月31日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件※(2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自平成20年3月31日 至 平成27年6月29日 (ただし権利行使条件※(1)を満たした場合)

会社名	提出会社
決議年月日	平成17年6月29日株主総会決議④
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員1名
株式の種類及び付与数	普通株式 500株
付与日	平成18年5月1日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件※(2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自平成20年5月1日 至 平成27年6月29日 (ただし権利行使条件※(1)を満たした場合)

会社名	提出会社
決議年月日	平成18年3月6日株主総会決議①
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役1名、監査役2名、従業員1名
株式の種類及び付与数	普通株式 500株
付与日	平成18年3月31日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(2)～(4)の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自平成18年4月1日 至平成28年3月6日

会社名	提出会社
決議年月日	平成18年3月6日株主総会決議②
付与対象者の区分及び人数(名)	監査役2名、従業員13名
株式の種類及び付与数	普通株式 500株
付与日	平成18年3月31日、平成18年7月5日及び平成19年3月5日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件※(2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自平成20年3月31日 至 平成28年3月6日、 自平成20年7月5日 至 平成28年3月6日及び 自平成21年3月5日 至 平成28年3月6日 (ただし権利行使条件※(1)を満たした場合)

会社名	提出会社
決議年月日	平成18年6月9日株主総会決議①
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役9名、監査役2名、従業員163名
株式の種類及び付与数	普通株式 5,920株
付与日	平成19年3月5日及び平成19年3月30日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定められておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件※(2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自平成21年3月5日 至 平成28年6月9日及び 自平成21年3月30日 至 平成28年6月9日 (ただし権利行使条件※(1)を満たした場合)

会社名	提出会社
決議年月日	平成18年6月9日株主総会決議②
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役8名、従業員2名
株式の種類及び付与数	普通株式 2,000株
付与日	平成19年3月30日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定められておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(2)～(4)の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自平成19年3月31日 至 平成28年6月9日

※ 「新株予約権割当契約書」の権利行使条件

- (1) 行使請求期間にかかわらず、新株予約権者は、当行の株式が日本国内の証券取引所に上場（以下「上場」といいます。）され、上場の日後1ヶ月を経過するまでは、新株予約権を一切行使することができないものとします。ただし、新株予約権者は、上場の前に、当行が実質的に全ての営業を譲渡する場合、当行を解散会社とする合併が行われる場合、又は当行が第三者の完全子会社となる株式交換若しくは株式移転が行われる場合には、当行の取締役会が定める一定の期間、新株予約権を行使できます。
- (2) 新株予約権の発行時において当行の取締役、監査役又は従業員であった新株予約権者は、新株予約権の行使時において当行、当行子会社若しくは当行関連会社の取締役、監査役、従業員、相談役又は顧問であることを要します。ただし、新株予約権者が、新株予約権の行使時において当行の取締役、監査役、従業員、相談役又は顧問でない場合であっても、当行の取締役若しくは監査役を任期満了若しくは法令変更に伴い退任した場合、当行就業規則に規定する当行都合退職した場合、又は新株予約権を行使できることについて当行取締役会の承認を得た場合にはこの限りではありません。
- (3) 新株予約権の発行時において当行子会社若しくは当行関連会社の取締役、監査役又は従業員であった対象者は、新株予約権の行使時において当行、当行子会社若しくは当行関連会社の取締役、監査役、従業員、相談役又は顧問であることを要します。ただし、対象者が、新株予約権の行使時において当行、当行子会社若しくは当行関連会社の取締役、監査役又は従業員でない場合であっても、新株予約権を行使できることについて当行取締役会の承認を得た場合にはこの限りではありません。
- (4) 新株予約権の発行時において当行のアドバイザーコミッティーメンバー又は当行コンサルタントであった対象者は、新株予約権の行使時において当行のアドバイザーコミッティーメンバー、又は当行コンサルタントであることを要します。ただし、対象者が、新株予約権の行使時において当行のアドバイザーコミッティーメンバー又は当行コンサルタントでない場合であっても、新株予約権を行使することについて当行取締役会の承認を得た場合にはこの限りではありません。
- (5) 新株予約権者は、以下の区分にしたがって、割当を受けた新株予約権の全部又は一部を行使することができます（ただし、係る行使により発行される株式数は1株の整数倍でなければなりません。）。
 - ① 新株予約権発行の日の2年後の応当日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その4分の1までについて権利を行使することができます。
 - ② 新株予約権発行の日の3年後の応当日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その2分の1までについて権利を行使することができます。
 - ③ 新株予約権発行の日の4年後の応当日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その4分の3までについて権利を行使することができます。
 - ④ 新株予約権発行の日の5年後の応当日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のすべてについて権利を行使することができます。
- (6) 新株予約権者は、一度の手續において新株予約権の全部又は一部を行使することができます。ただし、1個の新株予約権の一部につき行使することはできません。
- (7) 新株予約権者は、新株予約権の行使によって発行される株式の発行価額の合計額が年間（1月1日から12月31日まで）金1,200万円を超えないように、割当を受けた新株予約権を行使しなければなりません。
- (8) 新株予約権者が死亡した場合は、その死亡の日から2年以内に限り、相続人中、新株予約権を継承する者が新株予約権を行使することができるものとします。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

①ストック・オプションの数

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成12年9月26日 株主総会決議	平成13年2月22日 株主総会決議	平成13年6月18日 株主総会決議①	平成13年6月18日 株主総会決議②	平成13年9月10日 株主総会決議	平成14年6月20日 株主総会決議①
権利確定前						
期首(株)	2,410	1,280	—	830	10	—
付与(株)	—	—	—	—	—	—
失効(株)	—	—	—	—	—	—
権利確定(株)	—	—	—	—	—	—
未確定残(株)	2,410	1,280	—	830	10	—
権利確定後						
期首(株)	—	—	3,875	—	—	3,280
権利確定(株)	—	—	—	—	—	—
権利行使(株)	—	—	—	—	—	250
失効(株)	—	—	—	—	—	—
未行使残(株)	—	—	3,875	—	—	3,030

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成14年6月20日 株主総会決議②	平成14年6月20日 株主総会決議③	平成14年6月20日 株主総会決議④	平成15年6月19日 株主総会決議①	平成15年6月19日 株主総会決議②	平成16年6月24日 株主総会決議①
権利確定前						
期首(株)	1,610	—	—	—	3,310	—
付与(株)	—	—	—	—	—	—
失効(株)	40	—	—	—	300	—
権利確定(株)	—	—	—	—	—	—
未確定残(株)	1,570	—	—	—	3,010	—
権利確定後						
期首(株)	—	2,600	2,000	7,770	—	150
権利確定(株)	—	—	—	—	—	—
権利行使(株)	—	—	—	50	—	—
失効(株)	—	—	—	—	—	—
未行使残(株)	—	2,600	2,000	7,720	—	150

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成16年6月24日 株主総会決議②	平成16年6月24日 株主総会決議③	平成16年6月24日 株主総会決議④	平成16年6月24日 株主総会決議⑤	平成16年6月24日 株主総会決議⑥	平成16年6月24日 株主総会決議⑦
権利確定前						
期首(株)	—	—	—	650	2,000	1,100
付与(株)	—	—	—	—	—	—
失効(株)	—	—	—	20	400	20
権利確定(株)	—	—	—	—	—	—
未確定残(株)	—	—	—	630	1,600	1,080
権利確定後						
期首(株)	330	7,420	100	—	—	—
権利確定(株)	—	—	—	—	—	—
権利行使(株)	—	—	—	—	—	—
失効(株)	—	—	—	—	—	—
未行使残(株)	330	7,420	100	—	—	—

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成17年6月29日 株主総会決議①	平成17年6月29日 株主総会決議②	平成17年6月29日 株主総会決議③	平成17年6月29日 株主総会決議④	平成18年3月6日 株主総会決議①	平成18年3月6日 株主総会決議②
権利確定前						
期首(株)	8,380	—	1,040	—	—	290
付与(株)	—	—	—	500	—	210
失効(株)	380	—	360	—	—	—
権利確定(株)	—	—	—	—	—	—
未確定残(株)	8,000	—	680	500	—	500
権利確定後						
期首(株)	—	2,000	—	—	450	—
権利確定(株)	—	—	—	—	—	—
権利行使(株)	—	—	—	—	—	—
失効(株)	—	—	—	—	—	—
未行使残(株)	—	2,000	—	—	450	—

会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成18年6月9日 株主総会決議①	平成18年6月9日 株主総会決議②
権利確定前		
期首(株)	—	—
付与(株)	5,920	2,000
失効(株)	—	—
権利確定(株)	—	2,000
未確定残(株)	5,920	—
権利確定後		
期首(株)	—	—
権利確定(株)	—	2,000
権利行使(株)	—	—
失効(株)	—	—
未行使残(株)	—	2,000

②単価情報

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成12年9月26日 株主総会決議	平成13年2月22日 株主総会決議	平成13年6月18日 株主総会決議①	平成13年6月18日 株主総会決議②	平成13年9月10日 株主総会決議	平成14年6月20日 株主総会決議①
権利行使価格(円)	60,000	65,000	71,500	65,000	65,000	82,500
行使時平均株価(円)	—	—	—	—	—	—

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成14年6月20日 株主総会決議②	平成14年6月20日 株主総会決議③	平成14年6月20日 株主総会決議④	平成15年6月19日 株主総会決議①	平成15年6月19日 株主総会決議②	平成16年6月24日 株主総会決議①
権利行使価格(円)	75,000	82,500	82,500	75,000	75,000	88,000
行使時平均株価(円)	—	—	—	—	—	—

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成16年6月24日 株主総会決議②	平成16年6月24日 株主総会決議③	平成16年6月24日 株主総会決議④	平成16年6月24日 株主総会決議⑤	平成16年6月24日 株主総会決議⑥	平成16年6月24日 株主総会決議⑦
権利行使価格(円)	88,000	100,000	140,000	88,000	100,000	140,000
行使時平均株価(円)	—	—	—	—	—	—

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成17年6月29日 株主総会決議①	平成17年6月29日 株主総会決議②	平成17年6月29日 株主総会決議③	平成18年3月6日 株主総会決議①	平成18年3月6日 株主総会決議②
権利行使価格(円)	150,000	150,000	200,000	200,000	200,000
行使時平均株価(円)	—	—	—	—	—

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成17年6月29日 株主総会決議④	平成18年3月6日 株主総会決議②	平成18年6月9日 株主総会決議①	平成18年6月9日 株主総会決議②
権利行使価格(円)	200,000	200,000	200,000	200,000
行使時平均株価(円)	—	—	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—	—	—

2. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度に付与されたストック・オプションの単価は、未公開企業であるため単位当たりの本源的価値を見積もる方法により算定しております。

なお、本源的価値を算出するための基礎となった、算定時点における自社の株式の評価額は、割引キャッシュ・フロー法によっております。

3. ストック・オプションの単位当たり本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- ①当連結会計年度末における本源的価値の合計額 一百万円
②当連結会計年度において権利行使された本源的価値の合計額 一百万円

(注) 上記2.3については、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号平成17年12月27日)に基づき会社法施行日以後に付与されたストック・オプションについて記載の対象としております。

(1株当たり情報)

		前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり純資産額	円	51,030.56	50,149.53
1株当たり当期純利益 (△は1株当たり当期純損失)	円	1,851.58	△677.18
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	—	—

(注) 1株当たりの純資産額、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりです。

(1) 1株当たり純資産額

	前連結会計年度末 (平成18年3月31日)	当連結会計年度末 (平成19年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	—	30,148
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	—	293
(うち新株予約権)	—	—
(うち少数株主持分)	—	293
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	—	29,854
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数(千株)	—	595

(注) 「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号平成14年9月25日)が平成18年1月31日付で改正され、会社法施行日以後終了する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同適用指針を適用し、1株当たりの純資産は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出しております。

(2) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益

		前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり当期純利益			
当期純利益 (△は当期純損失)	百万円	1,034	△403
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る当期純利益 (△は当期純損失)	百万円	1,034	△403
普通株式の期中平均株式数	千株	558	595

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額について、前連結会計年度については、当行株式は非上場であり、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。また、当連結会計年度については、当期純損失が計上されているため記載しておりません。

(重要な後発事象)

前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>平成18年5月23日開催の取締役会決議に基づく、資本準備金減少に関する議案について、平成18年6月9日開催の定時株主総会において、下記のとおり承認決議されました。</p> <p>(1) 資本準備金減少の目的 設立より平成18年3月期までにおいて多額の繰越損失が発生しており、その資本の欠損の填補に充てるため。</p> <p>(2) 資本準備金の額 資本準備金を11,232,071,500円減少して、0円となりました。</p> <p>(3) 資本準備金減少の日程 取締役会決議日 平成18年5月23日 定時株主総会決議日 平成18年6月9日 効力発生日 平成18年6月9日</p>	<p>平成19年4月9日及び平成19年4月19日に開催した取締役会決議に基づき、次のとおり第三者割当による新株式の発行を行っております。</p> <p>(1) 発行新株式数 普通株式 67,500株 (2) 発行価額 1株につき180,000円 (3) 発行価額の総額 12,150,000,000円 (4) 資本組入額 1株につき90,000円 (5) 資本組入額の総額 6,075,000,000円 (6) 申込期日 平成19年4月25日 (7) 払込期日 平成19年4月26日 (8) 配当起算日 平成19年4月26日 (9) 割当先 金融サービス育成投資事業組合 (10) 保有に関する事項 継続保有の確約を得ております。 (11) 資金の使途 口座数の増加に伴う運用資産の増加に対応した十分な自己資本の拡充を目的とした運転資金</p>

5. 財務諸表等
 (1) 貸借対照表

区分	注記 番号	前事業年度 (平成18年3月31日)		当事業年度 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)					
現金預け金		130,280	35.44	80,180	15.33
現金		2		2	
預け金		130,278		80,178	
買入金銭債権		19,527	5.31	28,294	5.41
金銭の信託	※2	81,994	22.30	83,496	15.97
有価証券	※1、2	128,931	35.07	313,680	59.98
国債		59,178		220,760	
社債		56,368		67,768	
株式		2,290		1,457	
その他の証券		11,093		23,693	
外国為替		—	—	1,671	0.32
外国他店預け		—		1,671	
その他資産	※2	6,529	1.78	8,564	1.64
未決済為替貸		377		1,836	
前払費用		113		293	
未収収益		482		1,169	
金融派生商品		186		1,862	
ソフトウェア		4,181		—	
ソフトウェア仮払金		218		—	
その他の資産		968		3,402	
動産不動産	※3	796	0.22	—	—
土地建物動産		649		—	
保証金権利金		147		—	
有形固定資産	※3	—	—	742	0.14
建物		—		85	
その他の有形固定資産		—		656	
無形固定資産		—	—	6,573	1.26
ソフトウェア		—		4,728	
ソフトウェア仮勘定		—		1,839	
その他の無形固定資産		—		5	
貸倒引当金		△408	△0.12	△255	△0.05
資産の部合計		367,650	100.00	522,948	100.00

区分	注記 番号	前事業年度 (平成18年3月31日)		当事業年度 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)					
預金		331,020	90.04	483,130	92.39
普通預金		96,775		152,433	
定期預金		233,870		327,193	
その他の預金		374		3,503	
その他負債		6,240	1.70	9,736	1.86
未決済為替借		349		1,853	
未払法人税等		70		25	
未払費用		3,434		3,867	
前受収益		1,466		1,343	
金融派生商品		25		1,335	
その他の負債		894		1,310	
賞与引当金		70	0.02	108	0.02
負債の部合計		337,331	91.76	492,976	94.27
(資本の部)					
資本金		32,310	8.79	—	—
資本剰余金		11,232	3.06	—	—
資本準備金		11,232		—	
利益剰余金		△11,632	△3.16	—	—
当期未処理損失		11,632		—	
_{その他有価証券評価差額金}		△1,591	△0.45	—	—
資本の部合計		30,318	8.24	—	—
負債及び資本の部合計		367,650	100.00	—	—
(純資産の部)					
資本金		—	—	32,335	6.18
利益剰余金		—	—	△637	△0.12
_{その他利益剰余金}		—		△637	
_{繰越利益剰余金}		—		△637	
株主資本合計		—	—	31,697	6.06
_{その他有価証券評価差額金}		—	—	△1,724	△0.33
_{評価・換算差額等合計}		—	—	△1,724	△0.33
純資産の部合計		—	—	29,972	5.73
負債及び純資産の部合計		—	—	522,948	100.00

(2) 損益計算書

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)		当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		10,551	100.00	13,590	100.00
資金運用収益		1,851		3,963	
貸出金利息		16		—	
有価証券利息配当金		1,186		2,961	
コールローン利息		—		142	
預け金利息		2		40	
その他の受入利息		645		819	
役務取引等収益		3,176		6,236	
受入為替手数料		479		1,305	
その他の役務収益		2,697		4,930	
その他業務収益		370		1,715	
国債等債券売却益		60		626	
その他の業務収益		309		1,089	
その他経常収益		5,152		1,675	
株式等売却益		659		1,499	
金銭の信託運用益		3,955		—	
その他の経常収益		537		175	
経常費用		9,597	90.96	13,958	102.71
資金調達費用		1,622		2,092	
預金利息		1,622		2,092	
役務取引等費用		1,069		1,748	
支払為替手数料		437		645	
その他の役務費用		631		1,102	
その他業務費用		441		237	
外国為替売買損		426		169	
その他の業務費用		14		67	
営業経費		6,444		9,009	
その他経常費用		19		870	
株式等売却損		8		10	
株式等償却		—		286	
金銭の信託運用損		—		539	
その他の経常費用		10		34	
経常利益(△は経常損失)		954	9.04	△368	△2.71
特別利益		104	0.99	290	2.14
貸倒引当金戻入益		22		153	
関係会社株式売却益		82		137	
特別損失	※1	263	2.49	156	1.15
動産不動産処分損		31		—	
ソフトウェア除却損		123		—	
固定資産処分損		—		156	
その他の特別損失		108		—	
税引前当期純利益 (△は税引前当期純損失)		795	7.54	△234	△1.72
法人税、住民税及び事業税		8	0.08	2	0.02
当期純利益 (△は当期純損失)		786	7.46	△236	△1.74

(3) 損失処理計算書

		前事業年度 株主総会承認日 (平成18年6月9日)
区分	注記 番号	金額(百万円)
I 当期末処理損失		11,632
II 損失処理額		
1 資本準備金取崩額		11,232
III 次期繰越損失		400

(4) 株主資本等変動計算書

当事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本						評価・換算差額等		純資産 合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金		評価・換算 差額等 合計
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他利 益剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計				
平成18年3月31日残高 (百万円)	32,310	11,232	—	11,232	△11,632	△11,632	31,910	△1,591	△1,591	30,318
事業年度中の変動額										
ストック・オプションの 行使による増加高	24			—		—	24			24
当期純利益(△は当期純損失)				—	△236	△236	△236			△236
資本準備金減少及び その他資本剰余金増加		△11,232	11,232	—			—			—
資本剰余金の欠損金填補			△11,232	△11,232	11,232	11,232	—			—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)								△133	△133	△133
事業年度中の変動額合計 (百万円)	24	△11,232	—	△11,232	10,995	10,995	△212	△133	△133	△345
平成19年3月31日残高 (百万円)	32,335	—	—	—	△637	△637	31,697	△1,724	△1,724	29,972

(5) 重要な会計方針

	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。 なお、当事業年度は残高はありません。	同 左
2. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。 (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。	(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 (2) 同 左
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	同 左
4. 固定資産の減価償却の方法	(1) 動産不動産 動産不動産は、定率法(ただし、建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：50年 動産：3年～20年 (2) ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法(ただし、建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：8年～50年 動産：3年～20年 (2) 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
5. 繰延資産の処理方法	新株発行費は、支出時に全額費用として処理しております。	—
6. 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建て資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同 左
7. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、合理的に算出した予想損失率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 (2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。	(1) 貸倒引当金 同 左 (2) 賞与引当金 同 左

	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
8. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同 左
9. ヘッジ会計の方法	為替変動リスク・ヘッジ ① ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。 ② ヘッジ手段とヘッジ対象 ・ヘッジ手段…為替予約 ・ヘッジ対象…外貨建有価証券 ③ ヘッジ方針 外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行っております。 ④ ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間においてヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。	為替変動リスク・ヘッジ ① ヘッジ会計の方法 同 左 ② ヘッジ手段とヘッジ対象 同 左 ③ ヘッジ方針 同 左 ④ ヘッジ有効性評価の方法 同 左
10. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税(以下「消費税等」といいます。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、動産不動産にかかる控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。	消費税及び地方消費税(以下「消費税等」といいます。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産にかかる控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

(6) 重要な会計方針の変更

前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号平成15年10月31日)を当事業年度から適用しておりますが、これによる税引前当期純利益に与える影響はありません。</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当事業年度から適用しております。 当事業年度末における従来の「資本の部」に相当する金額は29,972百万円であります。 なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。 (自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準) 「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準第1号平成14年2月21日)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第2号平成14年2月21日)が平成17年12月27日付及び平成18年8月11日付で一部改正され、会社法の定めが適用される処理に関して適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる貸借対照表等に与える影響はありません。 (ストック・オプション等に関する会計基準) 「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号平成17年12月27日)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号平成17年12月27日)が会社法の施行日以後に付与されるストック・オプション、自社株式オプション及び交付される自社の株式について適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる貸借対照表等に与える影響はありません。 (有限責任事業組合等に関する実務対応報告) 「有限責任事業組合及び合同会社に対する出資者の会計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第21号平成18年9月8日)が公表日以後終了する事業年度から適用されることとなったことに伴い、当事業年度から同実務対応報告を適用しております。これによる貸借対照表等に与える影響はありません。</p>

(7) 表示方法の変更

前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることとなったこと等に伴い、当事業年度から下記のとおり表示を変更しております。</p> <p>(1) 「利益剰余金」に内訳表示していた「当期末処分利益(又は当期末処理損失)」は、「その他利益剰余金」の「繰越利益剰余金」として表示しております。</p> <p>(2) 純額で「繰延ヘッジ損失」(又は「繰延ヘッジ利益」として「その他資産」(又は「その他負債」)に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。 なお、当事業年度は残高はありません。</p> <p>(3) 「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。</p> <p>(4) 「その他資産」に含めて表示していた「ソフトウェア」及び「ソフトウェア仮勘定」は、「無形固定資産」に含めて表示しております。</p>

(8) 個別財務諸表に関する注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度末 (平成18年3月31日)	当事業年度末 (平成19年3月31日)
※1. 子会社の株式総額 142百万円 なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。	※1. 関係会社の株式総額 465百万円
※2. 為替決済、デリバティブ取引等の取引の担保として、有価証券36,532百万円及び金銭の信託中の有価証券3,497百万円を差し入れております。	※2. 為替決済、デリバティブ取引等の取引の担保として、有価証券56,896百万円、信用状発行の担保として、預け金2,000百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は169百万円であります。
※3. 動産不動産の減価償却累計額 223百万円	※3. 有形固定資産の減価償却累計額 520百万円

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
※1. その他特別損失には、使用しなくなったリース資産のリース契約解約損95百万円を含んでおります。	※1. —

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
自己株式の種類及び株式数に関する事項
該当事項はありません。

(有価証券関係)

前事業年度(平成18年3月31日現在)
該当事項はありません。

当事業年度(平成19年3月31日現在)
該当事項はありません。

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
平成18年5月23日開催の取締役会決議に基づく、資本準備金減少に関する議案について、平成18年6月9日開催の定時株主総会において、下記のとおり承認決議されました。	平成19年4月9日及び平成19年4月19日に開催した取締役会決議に基づき、次のとおり第三者割当による新株式の発行を行っております。
(1) 資本準備金減少の目的 設立より平成18年3月期までにおいて多額の繰越損失が発生しており、その資本の欠損の填補に充てるため。	(1) 発行新株式数 普通株式 67,500株
(2) 資本準備金の額 資本準備金を11,232,071,500円減少して、0円となりました。	(2) 発行価額 1株につき180,000円
(3) 資本準備金減少の日程 取締役会決議日 平成18年5月23日 定時株主総会決議日 平成18年6月9日 効力発生日 平成18年6月9日	(3) 発行価額の総額 12,150,000,000円 (4) 資本組入額 1株につき90,000円 (5) 資本組入額の総額 6,075,000,000円 (6) 申込期日 平成19年4月25日 (7) 払込期日 平成19年4月26日 (8) 配当起算日 平成19年4月26日 (9) 割当先 金融サービス育成投資事業組合 (10) 保有に関する事項 継続保有の確約を得ております。
	(11) 資金の使途 口座数の増加に伴う運用資産の増加に対応した十分な自己資本の拡充を目的とした運転資金

(2) 【その他】

該当事項はありません。

6. その他の財務情報等

(1) 「金融再生法ベースのカテゴリによる開示」

(単位：百万円)

	平成 18 年度末	平成 17 年度末
破産更正債権及びこれらに準ずる債権	—	—
危険債権	—	—
要管理債権	—	—
正常債権	—	—
合計	—	—

(注) 上記は、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づくものであります。

(2) 時価のある有価証券の評価差額 (単体)

○ 評価差額

(単位：百万円)

	平成 18 年度末				平成 17 年度末			
	時価	評価差額		時価	評価差額		うち益	うち損
		うち益	うち損		うち益	うち損		
その他有価証券	276,445	△1,595	216	1,812	99,165	△1,665	87	1,753
株式	436	△126	—	126	621	39	39	—
債券	253,112	△1,323	42	1,365	87,958	△1,555	28	1,583
その他	22,896	△145	174	320	10,585	△150	18	169

(注) 1. 各年度末の「評価差額」及び「含み損益」は、それぞれ各年度末時点の帳簿価額（償却原価法適用後、減損処理前）と時価との差額を計上しております。

2. なお、満期保有目的の債券、子会社・関連会社株式に係る含み損益は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	平成 18 年度末				平成 17 年度末			
	帳簿価格	含み損益		帳簿価格	含み損益		うち益	うち損
		うち益	うち損		うち益	うち損		
満期保有目的の債券	—	—	—	—	100	0	0	—
子会社・関連会社株式	465	—	—	—	601	—	—	—

(3) 利鞘の状況

(単位：%)

	平成 18 年度	平成 17 年度
資金運用利回り	1.42	1.14
資金調達原価	3.40	3.51
総資金利鞘	△1.98	△2.36
総資金利鞘(含む金銭の信託)	△2.45	△1.19
資金利鞘	0.89	0.61

(4) 預金の状況

(単位：百万円)

	平成 18 年度末	平成 17 年度末
普通預金	152,433	96,775
定期預金	327,193	233,870
その他の預金	3,503	374
合計	483,130	331,020

(5) 定期預金の残存期間別残高

(単位：百万円)

	1 年以下	1 年超 2 年以下	2 年超 3 年以下	3 年超	合計
平成 18 年度末	148,551	50,662	30,585	97,393	327,193
平成 17 年度末	84,821	19,689	58,035	71,324	233,870

(6) 営業経費の状況

(単位：百万円)

	平成18年度	平成17年度
人件費	1,621	1,030
物件費	7,062	5,046
内減価償却費	1,743	1,109
税金	325	367
合計	9,009	6,444

(7) 役員・従業員の状況

	平成18年度末	平成17年度末
役員	15名	11名
取締役	12名	8名
監査役	3名	3名
従業員	175名	131名
合計	190名	142名

(注) 従業員数は、嘱託及び臨時従業員を含んでおりません。

7. その他

(1) 当行の概要（平成19年3月31日現在）

名称 イーバンク銀行株式会社

本社所在地 東京都千代田区内幸町1-1-7 大和生命ビル

設立年月日 平成12年1月14日

開業年月日 平成13年7月23日

資本金 32,335百万円

法人主要株主

GMOインターネット株式会社、住友商事株式会社、株式会社インボイス、有限会社マージャー・キャピタル、株式会社インデックス・ホールディングス、Turquoise International Finance Limited、大和生命保険株式会社、株式会社栄光

(2) 役員（平成19年3月31日現在）

取締役会長	丹治 誠
代表取締役社長	松尾 泰一
代表取締役副社長	星崎 治男
取締役	大塚 年比古
取締役	佐伯 和彦
取締役	郷原 淳良
取締役	佐藤 昌弘
取締役	沼倉 進
取締役	西村 正幸
取締役	野々宮 恵司
取締役	安田 昌史
取締役	千石 隆史
監査役	富金原 俊二
監査役	金子 正人
監査役	池田 克朗